

鎌倉市特定空家等に対する措置に関する  
対応指針

平成29年3月

鎌 倉 市

## はじめに

本指針は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第 6 条の規定に基づき策定した「鎌倉市空家等対策計画」を踏まえ、空家法第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に対する措置を行うに当たっては、公平性及び透明性の確保や空家法の適正な運用が求められることから、「特定空家等」の判断基準や手続等、必要な事項を定めるものです。

## 目 次

第1章	空家等への対応方針	1
1-1	「空家等」及び「特定空家等」の定義	1
1-2	空家等への対応	1
1-3	空家等の所有者等の特定	1
第2章	特定空家等に対する措置	3
2-1	全体の流れ	3
2-2	調査	4
2-3	認定	4
2-4	助言・指導	5
2-5	勧告	5
2-6	命令	6
2-7	代執行	6
2-8	略式代執行	7
第3章	所有者等の特定	8
3-1	所有者等の特定の手順	8
3-2	所有者等の特定の方法	10
第4章	特定空家等の認定	19
4-1	適用範囲	19
4-2	特定空家等の認定	19
4-3	特定空家等の判断基準	19
4-4	空家等立入調査結果票	21
	様式1-1 空家等立入調査結果票（木造編）	
	様式1-2 空家等立入調査結果票（鉄骨造編）	
	様式1-3 空家等立入調査結果票（RC造編）	
	様式1-4 空家等立入調査結果票（擁壁編）	

## 附属資料

様式2	立入調査員証
様式3	勧告書
様式4	命令に係る事前の通知書
様式5	命令書
様式6	標識
様式7	戒告書
様式8	代執行令書
様式9	執行責任者証
資料1	空家等対策の推進に関する特別措置法
資料2	「特定空家等に対する措置」を講ずる際に適用が考えられる他法令（抜粋）
	・ 建築基準法 ・ 消防法 ・ 道路法 ・ 災害救助法

## 第1章 空家等への対応方針

### 1-1 「空家等」及び「特定空家等」の定義

#### (1) 「空家等」(空家法第2条第1項)

建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいいます。国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

#### (2) 「特定空家等」(空家法第2条第2項)

上記の「空家等」のうち、以下のいずれかの状態にあると認められるものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

### 1-2 空家等への対応

#### (1) 空家等への対応

本指針は「特定空家等に対する措置」を中心とした内容ですが、空家等は私有財産であることから、所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の責任において適切に管理することが前提となります。本指針では、特定空家等と認定する前段階での指導方針についても定めています。

#### (2) 「特定空家等に対する措置」とは

空家法では「特定空家等」に対する措置が規定されています。

市長は、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木等の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告、命令することができ(空家法第14条第1項～第3項)、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、「行政代執行法」(昭和23年法律第43号)の規定により代執行を行うことができます(空家法第14条第9項)。

#### (3) 他の法令等との関係

空家等及び特定空家等の状況によっては、「空家法」に限らず、「建築基準法」、「消防法」、「道路法」等の関係法令、あるいはこれらを組み合わせて適用します。

### 1-3 空家等の所有者等の特定

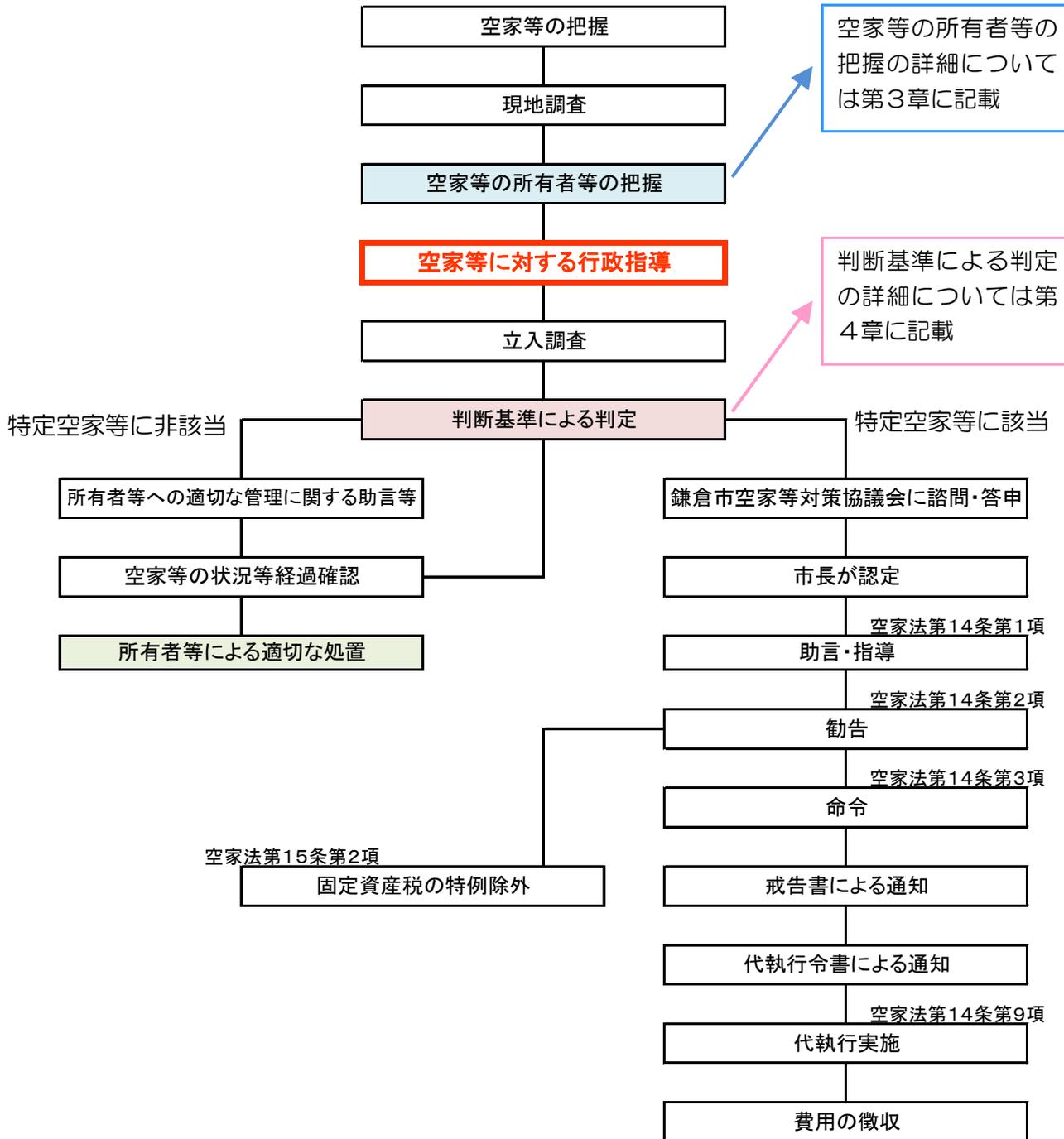
これまで、空家等の所有者等を特定するには、不動産登記情報による登記名義人の確認や、住民票や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認等と併せ、地域住民への聞き取り調査等により行ってきましたが、「空家法」により、法の施行のため必要な限度にお

いて、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関する情報を内部で利用できるほか、関係する地方公共団体の長等に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるようになったため、これらを活用し所有者等の特定を進めます。

第2章 特定空家等に対する措置

2-1 全体の流れ

「特定空家等に対する措置」の全体の流れを以下に示します。



対策フロー図

## 2-2 調査

### (1) 空家等の把握

平成 27 年度に本市が実施した空き家実態調査や、住民からの相談・通報等により、適切な管理が行われていない空家等を把握します。

### (2) 現地調査

当該空家等の状態やその周辺的生活環境への悪影響の程度等の状況を把握するため、現地調査等を行い、当該空家等の実態把握に努めます。

### (3) 空家等の所有者等の把握

第 3 章に示す方法により特定した所有者等に連絡を取り、当該空家等の現状を伝えるとともに、所有者等の事情や意向等の実情の把握に努めます。

この時点で、所有者等には、このまま放置すると「空家法」に基づく対応が継続していくことを伝え、自主的な対応を促します。また、所有者等が「自己管理しなくとも市が対処してくれる」という考えに至らぬように、所有者等に社会的責任を伝え、適切な管理を促します。

### (4) 空家等に対する行政指導

「空家法」においては、所有者等が空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することが前提となっています。市は、所有者等に対し特定空家等に指定されると、土地にかかる固定資産税の特例措置が適用されなくなることや、空家等を放置すると修繕費や撤去費用がよりかさむことなどを口頭や文書にて説明し、自主的な対応を繰り返し促すことにより、当該空家等が適切に管理されるように努めます。それでも適切な管理がなされない場合は、対策フロー図に従って措置を進めます。

なお、収集した情報は、当該空家等に関するデータベース（所在地、現況、所有者等の氏名、内容、履歴等）に記載します。

### (5) 立入調査

空家法第 9 条第 2 項の規定に基づき空家等の調査を実施し、第 4 章に示す方法により「空家等立入調査結果票」を作成します。

調査を実施する者は、空家法第 9 条第 4 項の規定に基づきその身分を示す立入調査員証（附属資料：様式 1）を携帯し、関係者からの請求により提示することとします。

なお、空家法第 9 条第 2 項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の過料に処することができます。

### (6) 判断基準による判定

当該空家等の調査結果を踏まえ、第 4 章に示す「特定空家等の判断基準」による判定を行うとともに、必要な措置内容について検討します。

## 2-3 認定

### (1) 空家等対策協議会への諮問

特定空家等に該当すると判断した場合、市長は、鎌倉市特定空家等対策協議会（以下「協議会」という。）へ諮問します。協議会では特定空家等の認否及び必要な措置内容について審議

し、市長へ答申します。

## (2) 市長による認定

協議会からの答申を受けて、市長は、特定空家等と認定するか否かを判断します。

### 2-4 助言・指導

#### (1) 助言又は指導の実施

市長は、特定空家等に認定した空家等の所有者等に対し除却、修繕、立木等の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう「助言又は指導」（空家法第14条第1項）により、所有者等自らの意思による改善を促すことから始めます。

「助言又は指導」は、措置の内容、事由、責任者等を明確に記載した書面により行います。「助言又は指導」に応じない場合は勧告（空家法第14条第2項）を行うこともあり、その場合、当該特定空家等の敷地に係る地方税法の規定に基づく固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されることを明示します。

「助言又は指導」を行っても当該特定空家等の状況が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し書面又は口頭により、繰り返し「助言又は指導」を行います。

特定空家等の所有者等に対する繰り返しの「助言又は指導」によっても当該特定空家等の状況が改善されない場合は、勧告すべきか否か、また勧告する場合はどのような措置とするかなどについて検討します。

### 2-5 勧告

#### (1) 勧告の実施

市長は、特定空家等の所有者等に対する繰り返しの「助言又は指導」によっても、当該特定空家等の状況が改善されないと認めるときは、所有者等に対し相当の猶予期限を設けて、必要な措置をとることを勧告（空家法第14条第2項）します。

勧告は、措置の内容、事由、責任者を明確に記載した書面（附属資料：様式3「勧告書」）で行います。

また、勧告に当たっては、当該特定空家等の敷地に係る地方税法の規定に基づく固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されること及び勧告に応じない場合は命令（空家法第14条第3項）を行うことがある旨を「勧告書」の中に明記します。

なお、「勧告書」の送達方法は、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とします。

#### (2) 税務部局への情報提供

特定空家等の所有者等に対して勧告した場合には、速やかに税務部局に情報提供を行います。

## 2-6 命令

市長は、特定空家等の所有者等が正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、所有者等に対し相当の猶予期限を設けて、勧告に係る措置をとることの命令（空家法第14条第3項）を行います。

命令は、その内容、事由、責任者を明確に記載した書面（附属資料：様式5「命令書」）で行います。

なお、「命令書」の送達方法は、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とします。

また、命令に違反した者には、50万円以下の過料に処することができます。

### (1) 所有者等への事前の通知

命令（空家法第14条第4項）を行うに当たっては、あらかじめ所有者等に対し、命じようとする措置の内容、事由、意見書の提出先及び提出期限等を記載した通知書（附属資料：様式3「命令に係る事前の通知書」）を交付します。

### (2) 意見聴取の請求

所有者等又は代理人は、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を請求（空家法第14条第5項）することができます。

### (3) 公開による意見の聴取

市長は、命令に係る通知の交付を受けた者から、上記の意見の聴取の請求があった場合においては、当該措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければなりません（空家法第14条第6項）。

### (4) 命令の実施

意見書の提出又は意見聴取を経てもなお当該措置の内容が不当でないと認められる場合並びに意見書の提出及び意見聴取の請求がなかった場合には、命令を行うこととします。

### (5) 標識の設置

命令をした場合は、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止するため、広報かまくら及び市ホームページに掲載し公示（空家法第14条第11項）するとともに、命令に係る特定空家等に標識（附属資料：様式6「標識」）を設置（空家法第14条第11項及び第12項）します。

## 2-7 代執行

市長は、特定空家等の所有者等がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、代執行（空家法第14条第9項）を行います。

### (1) 戒告

代執行を行うに当たっては、相当の履行期間を定め、その期限までに措置が履行なされないときは、代執行を行うことを、あらかじめ書面（附属資料：様式7「戒告書」）で戒告（行政代執行法第3条第1項）します。

### (2) 再戒告

戒告において定められた措置命令の履行期限までに履行がなされないときは、市は、直ちに

代執行令書による通知の手続に移らず、再度戒告を重ね、義務者自らそれを履行する機会を与えることも認められると考えられます。どの時点で代執行を実行するかについては、市長において、例えば客観的事実から義務の履行期限を更に延長することが社会通念上許され難い状況にあるのか、又は再戒告により義務者自身による履行が期待され得るのか等の状況を勘案して判断することとなります。

### (3) 代執行

戒告において定められた履行期限までに履行しないときは、代執行の時期、執行責任者の氏名、費用の見積額等を書面（附属資料：様式8「代執行令書」）により通知（行政代執行法第3条第2項）します。

執行責任者は執行責任者証（附属資料：様式9）を携帯し、関係者からの請求により呈示（行政代執行法第4条）します。

### (4) 費用の徴収

代執行に要した一切の費用は、市が所有者等から徴収（行政代執行法第5条・第6条）します。

## 2-8 略式代執行

市長は、命令を行おうとする場合において、必要な措置を命じようとする者を確知することができないとき（過失がなく、助言又は指導及び勧告が行われるべきものを確知することができないため命令を行うことができないときを含む。）は、相当の期限を定め、事前に公告した上でいわゆる略式代執行（空家法第14条第10項）を行うこともあります。

## 第3章 所有者等の特定

### 3-1 所有者等の特定の手順

空家等の所有者等の特定には、所有者の死亡、入院、高齢による施設入所、転勤等による遠隔地居住等や相続人が多数であったり、所在不明であったりと、様々な多くの困難が予想されます。

次に、所有者等の特定を可能な限り円滑かつ効率的に実施するための手順（フロー図）を示します。

1 土地建物の情報から調査

(1) 建物登記の有無

① 登記されている

② 登記されていない  
登記簿情報で所有者が特定できない

登記簿情報で所有者確認

(2) 土地の登記を確認

(3) 課税情報等による調査

どちらが先でも可、どちらかでも可

土地所有者へヒアリング

課税されていない

2 所有者の存在を把握

(1) 近隣へのヒアリング等

①所有者の存在が判明

②所有者の存在が不明

3 所有者の実態を調査

対応策

(1) 生存の確認

登記記録に記録された所有者等の住所と住民票の写し等の住所が

①一致する

②一致しない

③生存しているが所在が確認できない

④死亡している(又は生存が確認できない)

戸籍情報の確認  
相続人の有無を確認

⑤相続人がいる

⑥相続人がいない(不明・相続放棄)

(2) 居住実態を確認

確認できた

確認できない

所有者・相続人へ帰属

4 所有者、相続人が特定できない場合・所有者、相続人の生死が不明な場合  
活用が考えられる制度

(1) 不在者財産管理制度

(2) 失踪宣告制度

(3) 相続財産管理制度

空家等所有者等特定フロー図

## 3-2 所有者等の特定の方法

### 1 土地建物の情報から調査

#### (1) 建物登記の有無を確認

対象となっている空家等の建物の登記簿により、建物所有者を特定します。

##### ① 登記されている場合

登記情報により建物所有者を特定します。

《特定の方法》

登記情報の「表題部」に記載されている『所有者』欄又は「甲区」に記載されている『権利者その他の事項』欄の所有者住所・氏名を確認します。

記載の人物が生存しているか又は居住しているかを確認します。

相続登記等が適切に行われていない等、所有者が特定できない場合は、課税情報等による調査を行います。

##### ② 登記されていない場合

登記されていない場合や登記が表題登記のみで権利登記がされておらず、所有者が確認できない場合は、土地の登記簿も確認します。

#### (2) 土地の登記を確認

登記により土地所有者を特定し、ヒアリングを行い建物所有者の所在を確認します。

#### (3) 課税情報等による調査

水道やガスなどのライフラインの使用状況や履歴から所有者特定を行うほか、空家法第10条に基づき、固定資産税の課税情報を活用して建物所有者の特定を行います。

しかし、免税点未満等のため長期にわたって課税されていない、納税者が死亡又は所在不明で相続人代表者や納税管理人の届出が無い場合には、課税情報によっても調査することはできないため、近隣住民や土地所有者等へのヒアリングを地道に行うほか、以下の対応を検討します。

- ・「建築計画概要書の閲覧制度（建築基準法第93条の2）」を活用し、同概要書から建築主を探し、所有者特定につなげます。

建築基準法（昭和45年法律第109号）

（書類の閲覧）

第93条の2 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

※「建築計画概要書」の内容

・建築主等の概要

（建築主の氏名・住所、設計者、工事監理者、工事施工者の氏名・住所等）

・建築物及びその敷地に関する事項

・付近見取図及び配置図

- ・敷地に看板を立てる（張り紙を貼る）などにより、所有者又は所有者を知る人物を探します。

## 2 所有者（または相続人）の存在を把握

### (1) 近隣へのヒアリング

個人情報に配慮しつつ、空家等が所在する自治・町内会、地域の民生児童委員、近隣住民等へのヒアリングにより情報収集を行い、所有者の存在を確認します。

#### ① 所有者の存在が判明した場合

ヒアリングにより所有者の存在が判明し、所有者の住所が分かる場合は、住民票情報や戸籍情報を収集し、所有者の生死及び所在の確認を行います。

◇所有者の生死を確認するために必要な情報

戸籍事項証明書、住民票の写し又は住民票記載事項証明書

◇所有者の所在の確認するために必要な情報

戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書

#### ② 所有者の存在が不明の場合

ヒアリングにより所有者の特定を進めます。

ヒアリングにより所有者の存在が判明しない場合、また所有者の所在が不明な場合は、以下の対応を検討します。

- ・「建築計画概要書の閲覧制度（建築基準法第93条の2）」を活用し、同概要書から建築主を探し、所有者特定につなげます。
- ・敷地に看板を立てる（張り紙を貼る）などにより、所有者又は所有者を知る人物を探します。

## 3 所有者の実態を調査

### (1) 所有者の生存を確認

登記等による調査で把握した所有者が個人である場合、その所有者が登記情報に記載された住所に実際に住んでいるか、転出又は死亡していないかなどを、住民票の写しや戸籍の附票の写しを取得し、その記載事項により確認します。

#### ① 登記記録に記載された所有者の住所と住民票の写し等の住所が一致した場合

居住確認調査（現地調査や郵便による調査）を行い、土地建物の所有者の特定に至りません。

#### ② 登記記録に記録された所有者の住所と住民票の写し等の住所が一致しない場合、又は所有者に係る住民票の写し等の交付が受けられない場合

請求をした対象者が転出又は死亡している場合には、住民票はすでに削除されているため、住民票の写し等の交付がされません。その場合は、「住民票の除票の写し」等を入手することにより、対象者の転出又は死亡の状況を確認するとともに、転出していた場合は転出先の住所の確認を行うとともに、居住確認を行います。

ただし、住民票の除票の保存期間は5年間となっているため、この期間を経過している場合には、住民票の除票の写し等の交付を受けられない可能性があります。

**③ 所有者は生存しているが、所在が確認できない場合**

所有者の生存が確認できれば、住民票の除票の写しにより転出先の住所を確認し、転出先から住民票の写し等を取得します。転出先の住所が判明しなかった場合は、戸籍の表示のある住民票の除票の写しを入手して本籍地を把握し、本籍地から戸籍の附票の写しを入手し、住所の履歴を辿って特定します。

しかし、生存が確認できても所在が不明な場合は、裁判所による「不在者財産管理制度」や「失踪宣告制度」の活用を検討します。

**④ 所有者が死亡している場合**

所有者の死亡が確認された場合は、戸籍の表示のある住民票の除票の写しを入手して本籍地を把握し、本籍地から戸籍の附票の写しを入手し、法定相続人の有無を調査します。

法定相続人が特定できた場合は、当該法定相続人の戸籍の附票の写しを入手し、現住所を特定し、居住確認調査を行います。

**⑤ 相続人がいるが所在が不明な場合**

裁判所による「不在者財産管理制度」や「失踪宣告制度」の活用を検討します。

**⑥ 相続人がいない場合、相続放棄されている場合**

裁判所による「相続財産管理制度」の活用を検討します。

**(2) 所有者、相続人の居住実態を確認**

土地建物の所有者の氏名や住所が書面上判明し、その者が書面上生存している場合は、所有者特定のための居住確認調査を行います。

**① 現地調査**

現地調査の結果、表札には対象者同一の氏名があるものの、長期間空き家の状態にある場合など、書面上の住所に居住の実態が確認できないときは、その状況を写真に撮影しておき、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立てる場合などに、対象者が不在であることを証明する書類として活用します。

**② 郵便調査**

配達状況の確認及び対面による配達可能な簡易書留やレターパックプラス等により、郵便物を発送して居住を確認します。

送付する文書は、確認したい対象者以外の同居人等が郵便物の開封や文面の確認を行うことが想定されるため、文面に留意します。

また、書面上の住所に居住の実態が確認できず、郵便物が返送されたときは、その郵便物を保管しておき、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立てる場合などに、対象者が不在であることを証明する書類として活用します。

#### 4 所有者、相続人が特定できない場合

所有者又は相続人の生存、その所在が判明しない場合は、以下の制度を活用します。

なお、制度の活用にあたっては、空家等に係る権利関係や地域との関係、費用対効果を踏まえ、弁護士や司法書士等の意見を聴きながら進めます。

制度	状況の例
(1) 不在者財産管理制度	所有者の所在（生死含む）が不明の場合
	所有者が既に死亡しており、かつ相続人の特定もできたが、所有者（共有者）である当該相続人の全員又は一部の所在が不明の場合
(2) 失踪宣告制度	所有者の生死が7年間明らかでない場合等
(3) 相続財産管理制度	所有者が既に死亡していることが判明したものの、その者等の除籍謄本等が入手できず相続人の有無が不明の場合
	所有者が既に死亡していることが判明したものの、相続人がいない場合
	所有者が既に死亡していることが判明したものの、相続人全員が相続を放棄している場合

##### (1) 不在者財産管理制度

###### ① 概要と効果

従来住所又は居所を去り、不在者（容易に戻る見込みのない者）に財産管理人がない場合に、家庭裁判所は申立人の申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、不在者財産管理人を選任することができます。

###### ② 申立人

- ・ 利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者など）
- ・ 検察官

###### ③ 申立先

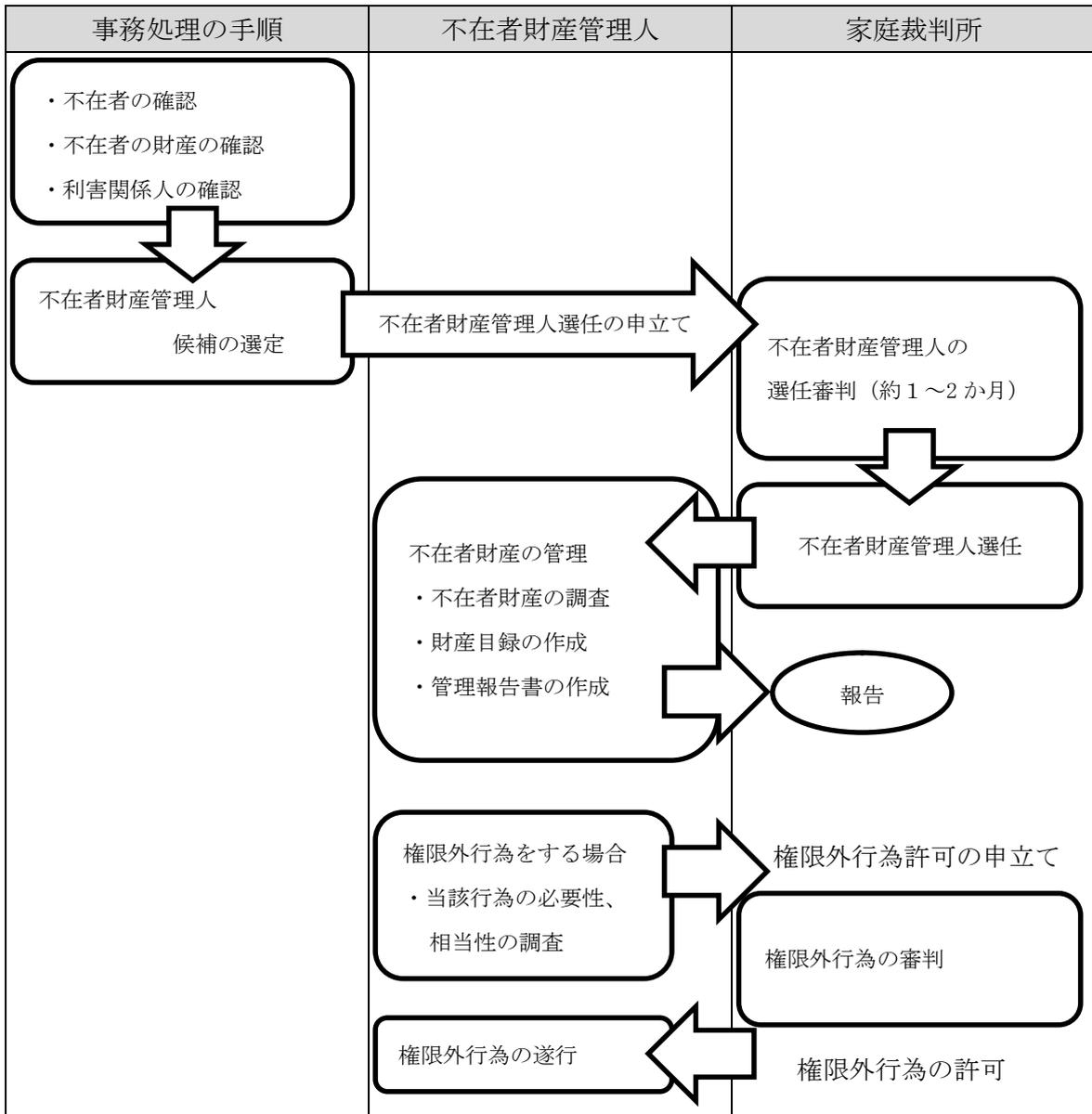
不在者の従来住所又は居住地の家庭裁判所

###### ④ 不在者財産管理人ができること

不在者の財産の現状を維持するために必要な管理や保存の行為。

不在者に代わって、遺産分割や不動産の売却等を行う場合は、家庭裁判所に「権限外行為許可」の審判を申し立て、許可を得る必要があります。

⑤ 手続の流れと期間



## (2) 失踪宣告制度

### ① 概要

生死が一定期間不明な者に対し、法律上死亡したものとみなし、生死不明の状況を解消するための制度。

- ・普通失踪・・・生死が7年間明らかでない場合
- ・危難失踪・・・戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇し、その危難が去った後、その生死が1年間明らかでない場合

### ② 申立人

利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、財産管理人、受遺者など失踪宣告を求めるについて法律上の利害関係を有する者）

### ③ 申立先

不在者の従来住所地又は居所地の家庭裁判所

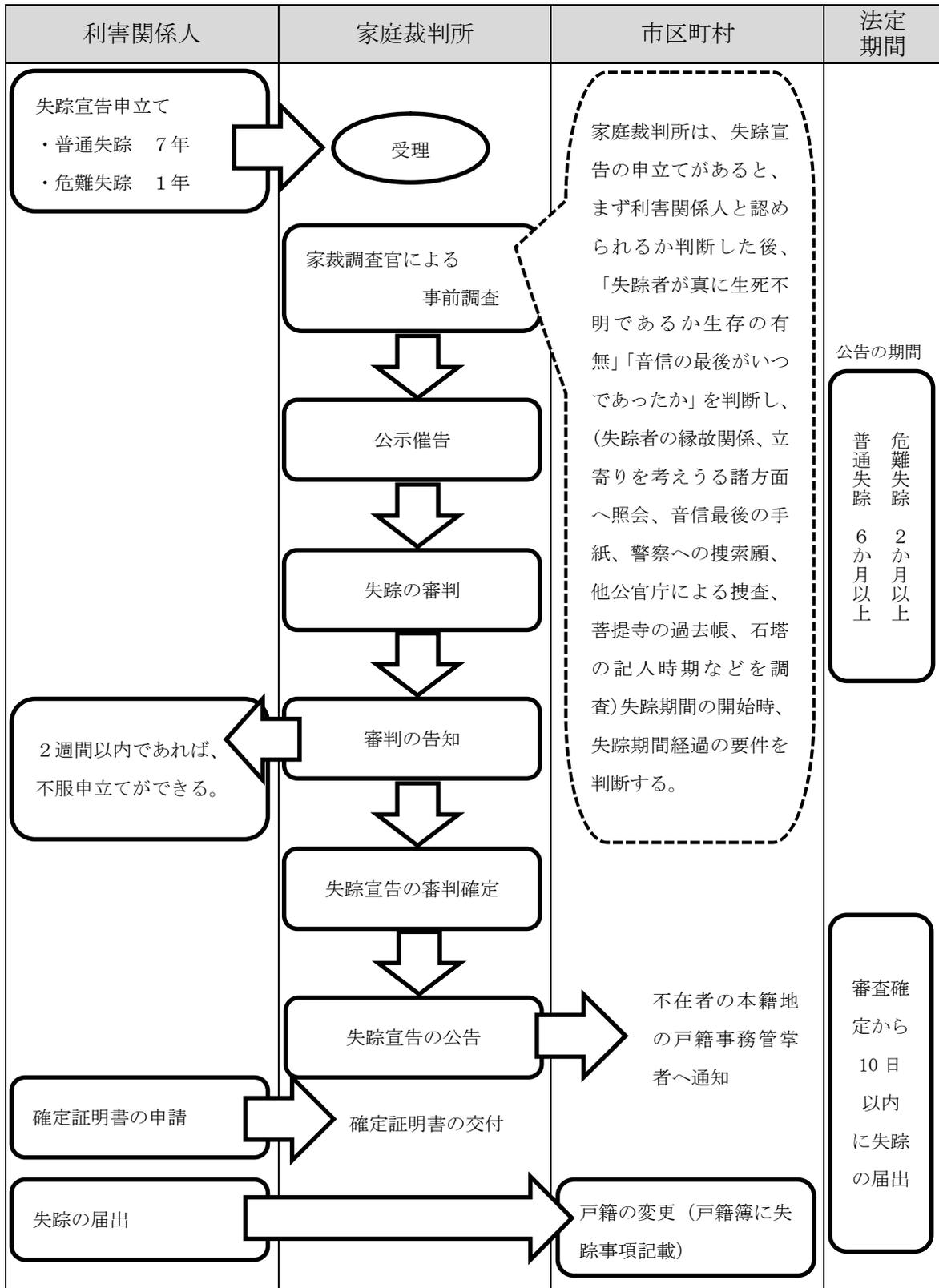
### ④ 失踪宣告の効果

失踪宣告がなされると死亡とみなされるので、自然人の死亡と同じく相続が開始されます(民法第31条)。

なお失踪宣告は、失踪者の権利能力を奪うものではないので、どこか別の場所で失踪者が生きていた場合、その者は適法に法律行為をすることができます。失踪宣告を受けた失踪者が生存して戻ってきた場合については、利害関係人か本人が家庭裁判所に「失踪宣告の取消し」手続を行うこととなります。この取消しによって、原則として、従来法律関係が復活し、相続などはなかったこととなります。

ただし、当該取消しの前に、本人が生存していることを知らないで関係者が行った売却処分などの効力が覆されることはありません(民法第32条第1項)。

⑤ 手続の流れと期間



### (3) 相続財産管理制度

#### ① 概要と効果

相続人の存在、不存在が明らかではないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は申立てにより、相続財産管理人を選任します。

選任された相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の責務を支払うなどにより清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

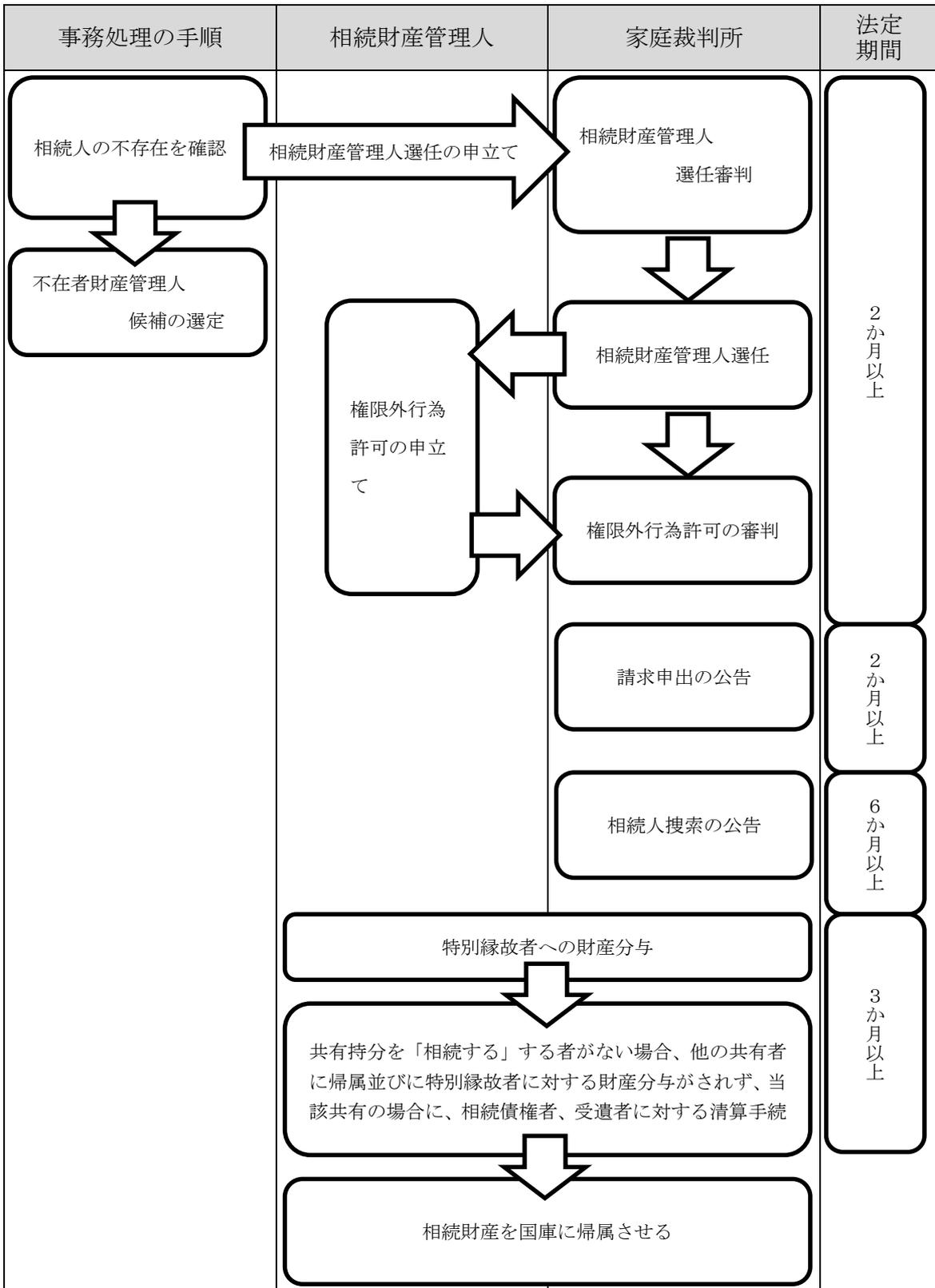
#### ② 申立人

- ・ 利害関係人（被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者など）
- ・ 検察官

#### ③ 申立先

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

⑤ 手続の流れと期間



## 第4章 特定空家等の認定

### 4-1 適用範囲

特定空家等の認定に係る対象は、全ての建築物とします。なお、アパートやマンション等の共同住宅については、1棟全室が空き室となった場合に対象とします。

### 4-2 特定空家等の認定

特定空家等は、第1章の定義で示したとおり、4つの状態のいずれかにあると認められる空家等をいいますが、その状態には将来の蓋然性も含まれており、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじみません。このため、特定空家等と認定するか否かについては、所有者等の状況や市の指導経過を踏まえ、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か、また、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、もたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により総合的な視点から判断することとし、「鎌倉市空家等対策協議会」の審議を経て市長が認定するものとします。

### 4-3 特定空家等の判断基準

特定空家等の判断基準は、空家等立入調査結果票（以下「調査結果票」という。）に示した調査項目を用いるものとします。

対象となる空家等を木造、鉄骨造、RC造、擁壁の4種類に分類し、以下の様式1-1～1-4の調査結果票を用いて特定空家等に該当するか否かの判断を行います。

- ・様式1-1 空家等立入調査結果票（木造編）
- ・様式1-2 空家等立入調査結果票（鉄骨造編）
- ・様式1-3 空家等立入調査結果票（RC造編）
- ・様式1-4 空家等立入調査結果票（擁壁編）

4つの様式は、以下に示すように3段階の構成です。

- ・Ⅰ 基本情報（対象となる空家等の基本情報を記載する）
- ・Ⅱ 調査項目及び結果（調査項目に対する調査結果を記載する）
- ・Ⅲ まとめ（Ⅱ 調査結果を用いて特定空家等の判定を1枚の票で行う）

調査結果票では、対象となる空家等の調査項目について、Aランク、Bランク、Cランクの3段階で評価します。

ランク	概要	コメント
Aランク	現時点では支障がないか、あっても軽微な状態のものをいう。	軽微な状態であっても、今後このまま放置するとBランクになるおそれがあるので、補修方法や管理方法を立会者に口頭でアドバイスし、どのようなアドバイスをしたかメモをしておく。
Bランク	現時点ですでに支障があり、今後このまま放置するとCランクの危険な状態になるおそれがある状態のものをいう。	補修や原因となっているものの除去、管理の徹底などが必要なものは、立会者に口頭でアドバイスや指導し、どのようなアドバイスや指導をしたかメモをしておく。
Cランク	現時点ですでに危険な状態であったり、法令違反のおそれがあったりするもので、早急に対応が求められる状態のものをいう。	調査時に判定ができるようなものは、立会者に口頭で指導し、どのような指導をしたかメモをしておく。

4-4 空家等立入調査結果票

様式1-1 空家等立入調査結果票（木造編）

整理番号	
------	--

空家等立入調査結果票（木造編）

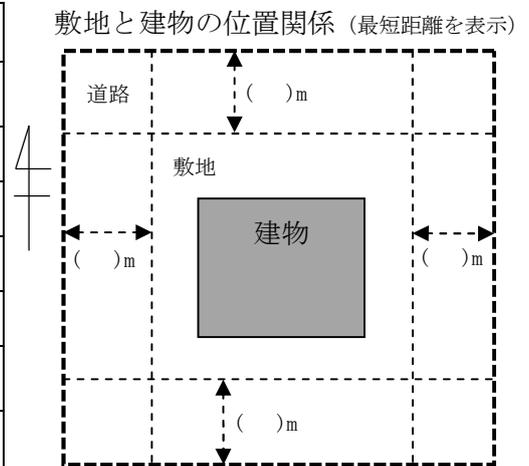
I 基本情報

1 所有者等

建物名称		所在地	町・字
		用途地域	
所有者氏名	他 名・不明	連絡先	TEL
連絡者(管理者)氏名	他 名・無	連絡先	TEL

2 建物概要

用途	
構法	在来構法・枠組壁構法・プレハブ・その他( )
階数	地上 階 地下 階
外壁仕上	モルタル・金属板・ボード類・板・その他( )
屋根	瓦・スレート・金属板・茅葺・その他( )
床面積	1階 m <sup>2</sup> (坪)・不明
建築年次	明治・大正・昭和・平成 年 月 頃 ・ 不明
危険物	( )製造・貯蔵・不明



3 調査実施状況

調査者氏名		所属		資格	( )級建築士・技術・事務
		所属		資格	( )級建築士・技術・事務
		所属		資格	( )級建築士・技術・事務
調査日時	年 月 日 時 分～ 時 分、計 時間 分			天候	
立会者氏名 (所有者との続柄)	( )	連絡先	TEL		
調査実施範囲	敷地外・敷地内(建物内・一部建物内( )・建物外)			施錠	門・建物

4 備考

--

5 調査結果

調査結果	該当 ・ 非該当
該当の理由	
コメント	

## II 調査項目及び結果

### 1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態

#### A 建築物が倒壊等するおそれがある事項

調査項目等		調査結果			
		Aランク	Bランク	Cランク	
建築物の構造体 (1)	基礎の不同沈下	1 なし又は軽微	1 著しい床、屋根の落込み、浮き上がり	1 小屋組の破壊、床全体の沈下	
	建物の傾斜	1階	1 1/60 以下	1 1/60 超 1/20 以下	1 1/20 超
		2階	1 1/60 以下	1 1/60 超 1/20 以下	1 1/20 超
	基礎	1 幅 0.3 mm未満かつ深さ 20 mm未満のひび割れがあるが部分的(20 cm未満)	1 幅 0.3 mm以上又は深さ 20 mm以上のひび割れがある	1 幅 0.5 mm以上で、かつ反対側にまで達するひび割れが連続してある	
				2 基礎躯体自身が連続して大きく破断又は破壊している	
3 束立てが腐食により欠損している					
土台、大引、根太等	1 床に傾斜はみられないが、あってもわずか	1 床に著しい不陸がみられる	1 土台が基礎と大きくずれている		
			2 土台が腐朽、蟻害等により断面欠損がみられる		
柱、梁	1 ひび割れ、変形、傾斜又は破損等がないか、あっても軽微	1 柱、梁に折損のおそれがあるひび割れがみられる	1 柱、梁に折損がみられる		
			2 柱、梁が腐朽、蟻害等により断面欠損がみられる		
			3 柱、梁に一部断面欠損がみられる		
			4 柱、梁がたわんでいる		
			5 天井面に不陸がみられる		

	筋かい	<p>1 柱、壁にわずかな傾斜があるが、扉の開閉等他には異常はない</p>	<p>1 筋かいの仕口にずれが生じている</p> <p>2 筋かいに腐朽、蟻害等により断面欠損がみられる</p> <p>(参考)</p> <p>3 外装モルタル等仕上材に大きなクラック(ひび割れ)がみられる</p> <p>4 内装ポートに著しいずれ</p>	<p>1 多くの筋かいに破損がみられ、端部が剥損して、柱、土台から外れている</p> <p>2 筋かいが腐朽、蟻害により明らかにぼろぼろに損傷している</p> <p>(参考)</p> <p>3 壁面全体にわたって外装モルタル等仕上材にクラック(ひび割れ)や剥落がみられる</p>
--	-----	---------------------------------------	--	---

(注) 該当する番号を○で囲む。

B 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある事項

調査項目等		調査結果			
		Aランク	Bランク	Cランク	
落下物 (屋根)  (2)	屋根葺材、庇 又は軒		<p>1 屋根葺材の破損、ずれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き、はがれはない</p> <p>2 雨漏れの形跡はない</p>	<p>1 屋根葺材の一部に □破損 □ずれ □ひび割れ □劣化 □欠損 □浮き □はがれ がみられる</p> <p>2 小屋組が湿潤状態にあり、又は一部の小屋組材に腐朽、破損がみられる</p> <p>3 庇や軒を支える垂木や裏板に腐食がある</p> <p>4 雨どいが垂れ下がっている</p>	<p>1 屋根全体に不陸がみられる</p> <p>2 棟瓦が一部で落下又は全面的にずれ、破損している</p> <p>3 屋根や庇などの葺材(瓦等)が一部で落下あるいはほぼ全面にずれ、破損している</p> <p>4 庇や軒を支える梁や垂木などの支持部材が腐食や破損し庇や軒が垂れ下がっている</p>
	落下物 (外壁)  (3)	外壁、軒裏、開口部	外壁 湿式	<p>1 外壁材にひび割れ、欠損、はらみ、剥落はみられない</p> <p>2 一部にひび割れ又は浮きがあるが、下地材までは到達していない</p>	<p>1 仕上材から下地材まで到達した □ひび割れ □欠損 □浮き □はらみがみられる</p>
外壁 乾式			<p>1 外壁材にひび割れ、錆、浮きなどはみられない</p> <p>2 一部に目地のひび割れや金属板の錆等がみられるが、軽微である</p>	<p>1 複数の仕上材にまたがった □ひび割れ □欠損 がみられる</p> <p>2 ボード類の目地部にずれやくぎ打ち部に浮きがみられる</p>	<p>1 仕上材に複数の脱落がみられる</p>
開口部		<p>1 サッシは固定されており、開閉もスムーズである</p>	<p>1 サッシ等が腐食又はねじ等の緩みにより変形している</p> <p>2 雨戸が開まっているが、ずれがみられ、隙間が空いている</p>	<p>1 2階のサッシのガラスが破損している</p> <p>2 雨戸の敷居の溝が磨耗して雨戸が落ちそうである</p> <p>3 はめ殺し窓のガラスに硬化性のシーリング材が使用されている</p>	

<p>飛散物 (4)</p>	<p>看板、屋外階段、バルコニー等</p> <p><input type="checkbox"/>看板 <input type="checkbox"/>屋外階段 <input type="checkbox"/>バルコニー <input type="checkbox"/>ウインドクーラー <input type="checkbox"/>アンテナ <input type="checkbox"/>室外機 <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>	<p>1 鉄骨製の看板、屋外階段、後付けバルコニーに錆等はみられない</p> <p>2 ルーフバルコニーの場合に、トップコートや防水層に劣化、破断等がみられない</p>	<p>1 看板の材料が破損、汚損している</p> <p>2 屋外階段、後付けバルコニーにわずかな傾斜がみられる</p> <p>3 アンテナの支柱が折れていたり、支えている針金が破断してアンテナが傾いている</p>	<p>1 看板の取付け金具等が腐食して脱落するおそれがある</p> <p>2 屋外階段、後付けバルコニーに明瞭な傾斜がみられる</p> <p>3 ウインドクーラー、クーラーの室外機の取付け金具や設置台等が腐食して脱落するおそれがある</p> <p>4 アンテナを支えている針金がほとんど切れている</p>
<p>門又は塀 (5)</p>	<p>門又は塀</p>	<p>1 組積造、補強コンクリートブロック造の塀は高さ、厚さ、控え壁等の設置は法の規定が守られており、ひび割れ等もみられない</p>	<p>1 門、塀の目地にひび割れが発生し、一部ブロックがずれている</p> <p>2 門、塀にわずかな傾斜がみられる</p>	<p>1 門、塀に明瞭な傾斜がみられる</p> <p>2 門、塀に手で押してもぐらつきがみられる</p>

(注) 該当する□内にレ印を入れ、該当する番号を○で囲む。

2 その他の状態

住民からの相談・苦情等の状況	Aランク	Bランク	Cランク
<p>ア 防犯・防火</p> <p><input type="checkbox"/> 不特定の人が出入しているのを見たことがある</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者や管理人以外の人の出入は見たことがない</p> <p><input type="checkbox"/> 近所から火災発生等を心配する声がある</p>	<p>1 門扉や建物出入口は常に施錠されている</p> <p>2 危険物の貯蔵施設がないか、あっても危険物は除去されている</p> <p>3 空気の入替え等は定期的に行われている、また、修繕も適切に行われている</p>	<p>1 門扉や建物出入口が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる</p> <p>2 ごみ等へのたばこの投げ捨て等によりボヤが発生したり、火災の発生のおそれがある</p>	<p>1 火の使用や盗難など不特定の者が侵入した形跡がある</p> <p>2 石油などの危険物貯蔵施設があり、そこから石油などの危険物が漏れている</p> <p>3 ボヤや放火などが発生したり、発生しそうになったことがある</p>
<p>イ 建築設備の破損</p> <p><input type="checkbox"/> 水道が通水している</p> <p><input type="checkbox"/> 水道は止められている</p> <p><input type="checkbox"/> 通電している</p> <p><input type="checkbox"/> 通電していない (<input type="checkbox"/>メーターから配線が外されている)</p> <p><input type="checkbox"/> ガスが通じている</p> <p><input type="checkbox"/> ガスは止められている (<input type="checkbox"/>メーターが外されている <input type="checkbox"/>ガスコックが閉められている)</p>	<p>4 通水中であっても赤水の発生や給水管の漏水等がみられない</p> <p>5 公共下水道が整備され、排水管に水漏れがない</p>	<p>3 漏水の可能性があったり、水道水に赤水が発生したりしている</p> <p>4 浄化槽が放置され、破損している</p> <p>5 トラップの封水が切れているため、臭気が上がってきている</p> <p>6 大便器の排水が流れなかったり、便器内外に、汚物が散乱している</p>	<p>4 浄化槽の破損により臭気が発生している</p> <p>5 インバートが途中破損しているのか、インバート柵に汚物が溜まって臭気が発生している</p>
<p>ウ 不法投棄</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に臭気の発生がある</p> <p><input type="checkbox"/> 近所には臭気の発生はない</p>	<p>6 敷地内、建物内はよく片づけられており、ごみ等の散乱はない</p>		<p>6 建物内や敷地内のごみの集積等が原因で、臭気が発生している</p>
<p>エ 動物の営巣、虫の発生</p> <p><input type="checkbox"/> 近所で動物の鳴き声が聞こえる</p> <p><input type="checkbox"/> 野良犬、野良猫などが近所をうろついている</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に動物からの糞尿と思われる臭気が発生している</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に多数ののみ、は</p>	<p>7 建物内に動物の営巣や発生の形跡がない</p> <p>8 敷地内の池は水が抜かれており、その他に水たまりはない</p> <p>9 敷地内の庭木や雑草又はごみなどからのみ、はえ、蚊が発生している形跡はない</p>	<p>7 建物内（特に天井裏、床下等）にねずみ、野良猫等が棲みついている形跡（餌の滓、毛の飛散等）がある</p> <p>8 池や水たまりに大量のボウフラが発生している</p> <p>9 軒裏や立木等にハチが巣をつくっている</p> <p>10 ごみや糞尿の廻りにはえが大量に発生し</p>	<p>7 ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生している</p>

え、蚊が発生している <input type="checkbox"/> 近所に羽蟻が多数飛来してきている	10 シロアリの巣や食痕、蟻道などは見当たらない	ている 11 シロアリの巣や食痕、蟻道が発見された	
オ 立木の繁茂 <input type="checkbox"/> 立木等が繁茂し、道路や隣地にはみ出している	11 庭木や雑草など定期的な手入れがなされている	12 立木等が建物の全面を覆う程度にまで繁茂している 13 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に枝等が大量に散らばっている 14 外壁や雨戸に「つる・つた」が絡みついている	8 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている
カ 景観計画等に基づく基準	12 景観計画が策定されてから建物や看板等に改変はなく、必要に応じて修理・改修が行われ、適切に維持されている	15 建物や看板等の老朽化が著しく、修理・改修等がされていないので、景観が損なわれている 16 多数の窓ガラスの破損や外壁等への落書により外見上大きく傷んでいる	9 建物や看板等に著しい改変があり、景観計画等の趣旨に合わなくなっている
キ その他 <input type="checkbox"/> 右のような相談・苦情が行政に寄せられている		17 雪止めの破損などにより落雪のおそれがある	10 擁壁や塀の欠損により、隣地や道路に大量の土砂等が流出している

(注) 該当する□内にレ印を入れ、該当する番号を○で囲む。

### 3 立地環境等の地域特性

	地域特性 1	地域特性 2	地域特性 3
隣地境界線又は前面道路までの距離	当該建築物のおおむね2階の階高に相当する距離以上	当該建築物のおおむね1階の階高から2階の階高までの距離	当該建築物のおおむね1階の階高に相当する距離以下
前面道路の状況	行き止まり道路など通行量がそれ程多くない道路	避難路に指定はされていないが、公道で不特定多数の人が通行する道路	通行量の多い主要な道路で避難路にも指定されている
市街地の状況	農山村地域など建築物の立地が疎らな地域	比較的敷地の広い戸建住宅が立地する地域	狭小な敷地の多い密集市街地

(注) 該当項目を○で囲む。

Ⅲ まとめ

判定 状態		特定空家等の判断基準 特定空家等に該当の可能性		
		←小 1項目でも該当した場合、 放置すると危険 (判定1)	1項目でも該当すれば現 状で危険 (判定2)	大→ 1項目でも該当すれば周 辺への悪影響大又は法令 違反等のおそれ(判定3)
そのまま放置すれば倒壊 等著しく保安上危険とな るおそれのある状態		(1)のBランク (2)~(5)のBランク  該当項目数=_____	(1)のCランク (2)~(5)のCランク  該当項目数=_____	隣地境界線までの距離が 地域特性2の場合で、(1)の Cランク 隣地境界線又は前面道路 までの距離が地域特性3 の場合で、(1)のCランク、 (2)~(5)のCランク(た だし、前面道路の状況は地域 特性2又は3とする)  該当項目数=_____
その 他 の 状 態	そのまま放置すれ ば著しく衛生上有 害となるおそれの ある状態	Bランクのうち3~6  該当項目数=_____	Cランクのうち4~7  該当項目数=_____	市街地の状況が地域特性 2又は3の場合で、Cラン クのうち4~7及び10の 状態があるため、地域住民 の日常生活に支障を及ぼ している  該当項目数=_____
	適切な管理が行わ れていないこと により著しく景観を 損なっている状態	Bランクの12  該当項目数=_____	Bランクの14、15  該当項目数=_____	Cランクの9  該当項目数=_____
	その他周辺の生活 環境の保全を図る ために放置するこ とが不適切である 状態	Bランクの1、2 Bランクの7~11 Bランクの13、14 Bランクの17  該当項目数=_____	市街地の状況で地域特性 2の場合で、 Cランクの1~3 Cランクの8 Cランクの10  該当項目数=_____	市街地の状況で地域特性 3の場合で、 Cランクの1~3 Cランクの8 Cランクの10  該当項目数=_____

(注) 該当項目数を記載する。

様式1-2 空家等立入調査結果票（鉄骨造編）

整理番号	
------	--

空家等立入調査結果票（鉄骨造編）

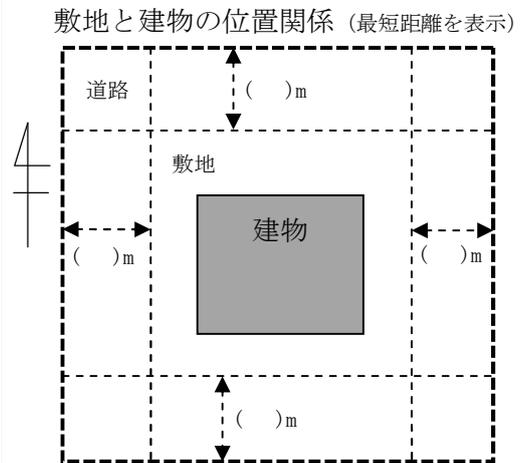
I 基本情報

1 所有者等

建物名称	所在地	町・字	
	用途地域		
所有者氏名	他 名・不明	連絡先	TEL
連絡者(管理者)氏名	他 名・無	連絡先	TEL

2 建物概要

用途	
構法	ラーメン、ブレース、プレハブ、混構造、その他( )
階数	地上 階 地下 階
外壁仕上	モルタル、タイル・石貼り(湿式・乾式)、サイディング(金属板・その他)、PC・ALC版、ブロック、その他( )
屋根	瓦・スレート・金属板・陸屋根の場合(断熱ブロック・クリンカータイル・防水モルタル)、その他( )
床面積	1階 m <sup>2</sup> (坪)・不明
建築年次	明治・大正・昭和・平成 年 月 頃 ・ 不明
危険物	( )製造・貯蔵・不明



3 調査実施状況

調査者氏名	所属	資格	( )級建築士・技術・事務
	所属	資格	( )級建築士・技術・事務
	所属	資格	( )級建築士・技術・事務
調査日時	年 月 日 時 分～ 時 分、計 時間 分	天候	
立会者氏名 (所有者との続柄)	( )	連絡先	TEL
調査実施範囲	敷地外・敷地内(建物内・一部建物内( )・建物外)		施錠 門・建物

4 備考

--

5 調査結果

調査結果	該当 ・ 非該当
該当の理由	
コメント	

## II 調査項目及び結果

### 1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態

#### A 建築物が倒壊等するおそれがある事項

調査項目等		調査結果		
		Aランク	Bランク	Cランク
主要構造部 (1)   1	不同沈下による建築物全体の傾斜	1 1/300 以下	1 1/300 超 1/100 以下	1 1/100 超
	建築物全体又は一部の傾斜			
	傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	2 1/100 以下	2 1/100 超 1/30 以下	2 1/30 超
	傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	3 1/200 以下	3 1/200 超 1/50 以下	3 1/50 超
傾斜が最大の階・階	部材の座屈の有無 <input type="checkbox"/> 確認できた <input type="checkbox"/> 一部確認できた <input type="checkbox"/> 確認できなかった	4 なし	4 局部座屈あり	4 全体座屈あるいは著しい局部座屈
	筋違の破断率 <input type="checkbox"/> 確認できた <input type="checkbox"/> 一部確認できた <input type="checkbox"/> 確認できなかった	5 20%以下	5 20%超 50%以下	5 50%超
	柱梁結合部及び継手の破壊 <input type="checkbox"/> 確認できた <input type="checkbox"/> 一部確認できた <input type="checkbox"/> 確認できなかった	6 なし	6 一部破断あるいはクラック (ひび割れ)	6 20%以上の破断
	柱脚の破損 <input type="checkbox"/> 確認できた <input type="checkbox"/> 一部確認できた <input type="checkbox"/> 確認できなかった	7 なし	7 部分的	7 著しい
	腐食の有無 <input type="checkbox"/> 確認できた <input type="checkbox"/> 一部確認できた <input type="checkbox"/> 確認できなかった	8 ほとんどなし	8 各所に著しい錆	8 孔食が各所にみられる
内外装材等 (1)   3	内外装材	9 特に異常はない又はあっても軽微	9 全面にわたる亀裂 10 部分的な剥離 11 面外へのはみだし	9 全面的な剥離
	開口部	10 特に異常はない又はあっても軽微	12 ガラスの全面的な破損 13 開閉不能 14 取付け部損傷	10 ガラスの著しい全面的な破損 11 サッシの脱落
	天井	11 特に異常はない又はあっても軽微	15 天井材の全面的な剥離	12 天井材の著しい全面的な剥離 13 下地を含む脱落

(注) 該当する□内にレ印を入れ、該当する番号を○で囲む。

B 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある事項

調査項目等		調査結果			
		Aランク	Bランク	Cランク	
落下物 (屋根) (2)	(陸屋根以外の場合) 屋根葺材、軒 (庇の有無) <input type="checkbox"/> 庇あり(庇の屋根葺材を調査) <input type="checkbox"/> 庇なし	1 屋根葺材の破損、ずれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き、はがれはない	1 屋根葺材の一部に <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> ずれ <input type="checkbox"/> ひび割れ <input type="checkbox"/> 欠損 <input type="checkbox"/> 浮き <input type="checkbox"/> はがれがみられる	1 屋根全体に不陸がみられる	
		2 雨漏れの形跡はない	2 小屋組材に錆、破損がみられる  3 雨どいが垂れ下がっている	2 屋根や庇などの屋根葺材がほぼ全面にずれ、破損あるいは落下している  3 庇や軒を支える支持部材が錆や破損により、庇や軒が垂れ下がっている	
落下物 (外壁) (3)	外壁 該当するものにレ印	外壁 <input type="checkbox"/> 湿式	1 外壁材にひび割れ、欠損、はらみ、剥落はみられない  2 一部にひび割れ又は浮きがあるが、下地材までは到達していない	1 仕上材から下地材まで到達した <input type="checkbox"/> ひび割れ <input type="checkbox"/> 欠損 <input type="checkbox"/> 浮き <input type="checkbox"/> はらみがみられる	1 モルタルやタイルに剥落がみられ、下地材が露出している
		外壁 <input type="checkbox"/> 乾式	3 外壁材にひび割れ、錆、浮きなどはみられない  4 一部に目地のひび割れや金属板の錆等がみられるが軽微	2 複数の仕上材にまたがったひび割れ又は欠損がみられる  3 ボード類の目地部にずれやくぎ打ち部に浮きがみられる	2 仕上材に複数の脱落がみられる
		開口部	5 窓枠の歪みやガラスの破損はない	4 窓枠に若干の歪みやガラスにひび割れがある	3 窓枠に歪みがあり、ガラスが数枚割れて落下している

<p>飛散物 (4)</p>	<p>該当するものにレ印  <input type="checkbox"/>看板  <input type="checkbox"/>屋外階段  <input type="checkbox"/>バルコニー  <input type="checkbox"/>アンテナ  <input type="checkbox"/>屋上設置のタンク類  <input type="checkbox"/>ウインドクーラー  <input type="checkbox"/>クーラーの室外機  <input type="checkbox"/>屋上手すり</p>	<p>1 看板（取付け金具等含む）、屋外階段、後付けバルコニー、タンク脚部、屋上手すりに錆、腐食等は見られない</p> <p>2 ルーフバルコニーの場合に、トップコートや防水層に劣化、破断等が見られない</p>	<p>1 看板の材料が破損している。</p> <p>2 屋外階段、後付けバルコニー、屋上水槽タンクにわずかな傾斜がみられる</p> <p>3 アンテナの支柱が折れていたり、支えている針金が切れてアンテナが傾いている</p>	<p>1 看板の取付け金具等が腐食して脱落するおそれがある</p> <p>2 屋外階段、後付けバルコニー、屋上水槽タンクに明瞭な傾斜がみられる</p> <p>3 ウインドクーラー、クーラーの室外機の取付け金具や設置台等が腐食して脱落するおそれがある</p> <p>4 屋上手すりがぐらぐらしていて、脱落するおそれがある</p> <p>5 アンテナを支えている針金がほとんど切れている</p>
<p>門又は塀 (5)</p>	<p>門又は塀</p>	<p>1 組積造、補強コンクリートブロック造の塀は高さ、厚さ、控え壁等の設置は法の規定が守られており、ひび割れ等も見られない</p>	<p>1 門、塀の目地にひび割れが発生し、一部ブロックがずれている</p> <p>2 門、塀にわずかな傾斜がみられる</p>	<p>1 門、塀に明瞭な傾斜がみられる</p> <p>2 門、塀に手で押してもぐらつきがみられる</p>

(注) 該当する□内にレ印を入れ、該当する番号を○で囲む。

2 その他の状態

住民からの相談・苦情等の状況	Aランク	Bランク	Cランク
<p>ア 防犯・防火</p> <p><input type="checkbox"/> 不特定の人が入出しているのを見たことがある</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者や管理人以外の人の出入は見たことがない</p> <p><input type="checkbox"/> 近所から火災発生等を心配する声がある</p>	<p>1 門扉や建物出入口は常に施錠されている</p> <p>2 危険物の貯蔵施設がないか、あっても危険物は除去されている</p> <p>3 空気の入替え等は定期的に行われている、また、修繕も適切に行われている</p>	<p>1 門扉や建物出入口が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる</p> <p>2 ごみ等へのたばこの投げ捨て等によりボヤが発生したり、火災の発生のおそれがある</p>	<p>1 火の使用や盗難など不特定の者が侵入した形跡がある</p> <p>2 石油などの危険物貯蔵施設があり、そこから石油などの危険物が漏れている</p> <p>3 ボヤや放火などが発生したり、発生しそうになったことがある</p>
<p>イ 建築設備の破損</p> <p><input type="checkbox"/> 水道が通水している</p> <p><input type="checkbox"/> 水道は止められている</p> <p><input type="checkbox"/> 通電している</p> <p><input type="checkbox"/> 通電していない (<input type="checkbox"/>メーターから配線が外されている)</p> <p><input type="checkbox"/> ガスが通じている</p> <p><input type="checkbox"/> ガスは止められている (<input type="checkbox"/>メーターが外されている <input type="checkbox"/>ガスコックが閉められている)</p>	<p>4 通水中であっても赤水の発生や給水管の漏水等がみられない</p> <p>5 公共下水道が整備され、排水管に水漏れがない</p>	<p>3 漏水の可能性があったり、水道水に赤水が発生したりしている</p> <p>4 浄化槽が放置され、破損している</p> <p>5 トラップの封水が切れているため、臭気が上がってきている</p> <p>6 大便器の排水が流れなかったり、便器内外に、汚物が散乱している</p>	<p>4 浄化槽の破損により臭気が発生している</p> <p>5 インバートが途中破損しているのか、インバート柵に汚物が溜まって臭気が発生している</p>
<p>ウ 不法投棄</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に臭気の発生がある</p> <p><input type="checkbox"/> 近所には臭気の発生はない</p>	<p>6 敷地内、建物内はよく片づけられており、ごみ等の散乱はない</p>		<p>6 建物内や敷地内のごみの集積等が原因で、臭気が発生している</p>
<p>エ 動物の営巣、虫の発生</p> <p><input type="checkbox"/> 近所で動物の鳴き声が聞こえる</p> <p><input type="checkbox"/> 野良犬、野良猫などが近所をうろついている</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に動物からの糞尿と思われる臭気が発生している</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に多数のみ、</p>	<p>7 建物内に動物の営巣や発生の形跡がない</p> <p>8 敷地内の池は水が抜かれており、その他に水たまりはない</p> <p>9 敷地内の庭木や雑草又はごみなどからのみ、はえ、蚊が発生している形跡はない</p>	<p>7 建物内（特に天井裏、床下等）にねずみ、野良猫等が棲みついている形跡（餌の滓、毛の飛散等）がある</p> <p>8 池や水たまりに大量のボウフラが発生している</p> <p>9 軒裏や立木等にハチが巣をつくっている</p> <p>10 ごみや糞尿の廻りにはえが大量に発生し</p>	<p>7 ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生している</p>

はえ、蚊が発生している		ている	
<p>オ 立木の繁茂</p> <p><input type="checkbox"/> 立木等が繁茂し、道路や隣地にはみ出している</p>	<p>10 庭木や雑草など定期的に手入れがなされている</p>	<p>11 立木等が建物の全面を覆う程度にまで繁茂している</p> <p>12 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に枝等が大量に散らばっている</p> <p>13 外壁等に「つた・つる」が絡みついている</p>	<p>8 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている</p>
<p>カ 景観計画等に基づく基準</p>	<p>11 景観計画が策定されてから建物や看板等に改変はなく、必要に応じて修理・改修が行われ、適切に維持されている</p>	<p>14 建物や看板等の老朽化が著しく、修理・改修等がされていないので、景観が損なわれている</p> <p>15 多数の窓ガラスの破損や外壁等への落書により外見上大きく傷んでいる</p>	<p>9 建物や看板等に著しい改変があり、景観計画等の趣旨に合っていない</p>
<p>キ 石綿飛散の危険性</p> <p><input type="checkbox"/> 平成18年10月1日以降に建築確認を受けて建築されている</p> <p><input type="checkbox"/> 平成18年9月30日以前に建築確認を受けて建築されている</p> <p><input type="checkbox"/> 建築確認日は不明</p>	<p>12 吹付け石綿等は使用されていないか、適切に飛散防止措置がとられている</p>	<p>16 鉄骨の耐火被覆としての吹付け石綿等が露出している</p> <p>17 天井材等に吹付け石綿が使用され、こて押さえが一部剥がれて露出している</p>	<p>10 外装材が剥がれて大きな穴が開いていたり、窓ガラスが割れたままで、暴露した吹付け石綿等が外部に飛散するおそれがある</p>
<p>ク その他</p> <p><input type="checkbox"/> 右のような相談・苦情が行政に寄せられている</p>		<p>18 雪止めの破損などにより落雪のおそれがある</p>	<p>11 擁壁や塀の欠損により、隣地や道路に大量の土砂等が流出している</p>

(注) 該当する□内にレ印を入れ、該当する番号を○で囲む。

3 立地環境等の地域特性

	地域特性 1	地域特性 2	地域特性 3
隣地境界線又は前面道路までの距離	当該建築物のおおむね 2 階の階高に相当する距離以上	当該建築物のおおむね 1 階の階高から 2 階の階高までの距離	当該建築物のおおむね 1 階の階高に相当する距離以下
前面道路の状況	行き止まり道路など通行量がそれ程多くない道路	避難路に指定はされていないが、公道で不特定多数の人が通行する道路	通行量の多い主要な道路で避難路にも指定されている
市街地の状況	農山村地域など建築物の立地が疎らな地域	比較的敷地の広い戸建住宅が立地する地域	狭小な敷地の多い密集市街地

(注) 該当項目を○で囲む。

III まとめ

判定	特定空家等の判断基準 特定空家等に該当の可能性		
	←小		大→
状態	1項目でも該当した場合、 放置すると危険 (判定 1)	1項目でも該当すれば現 状で危険 (判定 2)	1項目でも該当すれば周 辺への悪影響大又は法令 違反等のおそれ (判定 3)
そのまま放置すれば倒壊 等著しく保安上危険とな るおそれのある状態	(1)のBランクの1～8 (2)～(5)のBランク  該当項目数=_____	(1)のCランクの1～8 (2)～(5)のCランク  該当項目数=_____	隣地境界線までの距離が 地域特性 2 の場合で、(1)の Cランクの1～8 隣地境界線又は前面道路 までの距離が地域特性 3 の場合で、(1)のCランクの 1～8、(2)～(5)のCランク (ただし、前面道路の状況 は地域特性 2 又は 3 とす る)  該当項目数=_____
その他の 状態	そのまま放置すれ ば著しく衛生上有 害となるおそれの ある状態  該当項目数=_____	Bランクのうち4～6 Bランクの16、17  該当項目数=_____	Cランクのうち4～7 Cランクの10  該当項目数=_____
	適切な管理が行わ れていないこと により著しく景観を 損なっている状態  該当項目数=_____	Bランクの11  該当項目数=_____	Bランクの14、15  該当項目数=_____
	その他周辺の生活 環境の保全を図る ために放置するこ とが不適切である 状態  該当項目数=_____	Bランクの1、2 Bランクの7～10 Bランクの12、13 Bランクの18  該当項目数=_____	市街地の状況で地域特性 2の場合で、 Cランクの1～3 Cランクの8 Cランクの10、11  該当項目数=_____
			市街地の状況が地域特性 2又は3の場合で、Cラン クのうち4～7及び10の 状態があるため、地域住民 の日常生活に支障を及ぼ している  該当項目数=_____
			市街地の状況で地域特性 3の場合で、 Cランクの1～3 Cランクの8 Cランクの10、11  該当項目数=_____

(注) 該当項目数を記載する。

様式1-3 空家等立入調査結果票（RC造編）

整理番号	
------	--

空家等立入調査結果票（RC造編）

I 基本情報

1 所有者等

建物名称	所在地	町・字	
	用途地域		
所有者氏名	他 名・不明	連絡先	TEL
連絡者(管理者)氏名	他 名・無	連絡先	TEL

2 建物概要

用途		階数	地上 階 地下 階
構法	鉄筋コンクリート造、PC造、ブロック造、鉄骨鉄筋コンクリート造、混構造( )と( )	外壁仕上	打放し、モルタル、タイル・石貼り(湿式・乾式)、サイディング(金属板・その他)、PC・ALC版、ブロック、その他( )
屋根	(陸屋根の場合の防水層の種類) アスファルト防水、シート防水、塗膜防水 (陸屋根以外) 瓦、スレート、金属板	敷地と建物の位置関係(最短距離を表示)	
床面積	1階 m <sup>2</sup> (坪)・不明 2階 m <sup>2</sup> (坪)・不明 3階 m <sup>2</sup> (坪)・不明 4階以上		
建築年次	明治・大正・昭和・平成 年 月 頃 ・ 不明		
危険物	( )製造・貯蔵・不明		

3 調査実施状況

調査者氏名	所属		資格	( )級建築士・技術・事務
	所属		資格	( )級建築士・技術・事務
	所属		資格	( )級建築士・技術・事務
調査日時	年 月 日 時 分～ 時 分、計 時間 分	天候		
立会者氏名 (所有者との続柄)	( )	連絡先	TEL	
調査実施範囲	敷地外・敷地内(建物内・一部建物内( )・建物外)		施錠	門・建物

4 備考

--

5 調査結果

調査結果	該当 ・ 非該当
該当の理由	
コメント	

## II 調査項目及び結果

### 1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態

#### A 建築物が倒壊等するおそれがある事項

調査項目等		調査結果		
		Aランク	Bランク	Cランク
(1)	建築物全体の沈下	1 沈下はない	1 0.2m以下の沈下	1 0.2m超の沈下
	不同沈下による建築物全体の傾斜	2 傾斜はない	2 1/60以下の傾斜	2 1/60超の傾斜

(注) 該当する番号を○で囲む。

#### B 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある事項

調査項目等		調査結果			
		Aランク	Bランク	Cランク	
落下物 (屋根)	(陸屋根以外の場合) 屋根葺材、庇	1 屋根葺材の破損、ずれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き、はがれはない	1 屋根葺材の一部に <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> ずれ <input type="checkbox"/> ひび割れ <input type="checkbox"/> 欠損 <input type="checkbox"/> 浮き <input type="checkbox"/> はがれ がみられる	1 屋根や庇などの屋根葺材がほぼ全面にずれ、破損あるいは落下している	
落下物 (外壁)	外壁 該当するものにレ印	外壁 <input type="checkbox"/> 湿式	1 外壁材にひび割れ、欠損、はらみ、剥落はみられない  2 一部にひび割れ又は浮きがあるが、下地材までは到達していない	1 仕上材から下地材まで到達した <input type="checkbox"/> ひび割れ <input type="checkbox"/> 欠損 がみられる	1 モルタルやタイルに著しい <input type="checkbox"/> 浮き <input type="checkbox"/> はらみ <input type="checkbox"/> 爆裂 <input type="checkbox"/> 剥落 がみられ、下地材が露出している
		外壁 <input type="checkbox"/> 乾式	3 外壁材にひび割れ、錆、浮きなどはみられない  4 一部に目地のひび割れや金属板の錆等がみられるが軽微	2 複数の仕上材にまたがった <input type="checkbox"/> ひび割れ <input type="checkbox"/> 欠損 がみられる  3 ボード類の目地部にずれやくぎ打ち部に浮きがみられる	2 仕上材に複数の脱落がみられる
	開口部	5 窓枠の歪みやガラスの破損はない	4 窓枠に若干の歪みやガラスにひび割れがある	3 窓枠に歪みがあり、ガラスが数枚割れて落下している	

<p>落下物 (バルコニー) (4)</p>	<p>バルコニー</p>	<p>1 支持部材、床のぐらつき、ひび割れ、劣化は見られない 2 防水層にクラック（ひび割れ）もなく、掃き出し窓下の立上がりも十分とれている</p>	<p>1 床にぐらつきがある 2 錆汁、エフロレッセンスが認められる 3 鉄筋が露出している</p>	<p>1 バルコニーの付け根部分からバルコニー本体が垂れ下がっている 2 腰壁、天井からの仕上材の落下がみられる</p>
<p>飛散物 (5)</p>	<p>該当するものにレ印 <input type="checkbox"/>看板 <input type="checkbox"/>屋外階段 <input type="checkbox"/>アンテナ <input type="checkbox"/>屋上設置のタンク類 <input type="checkbox"/>ウインドクーラー <input type="checkbox"/>クーラーの室外機 <input type="checkbox"/>屋上手すり</p>	<p>1 看板（取付け金具等含む）、屋外階段、タンク脚部、屋上手すりに錆、腐食等は見られない 2 アンテナ、ウインドクーラーはしっかり固定されている</p>	<p>1 看板の材料が破損、汚損している 2 鉄骨製の屋外階段や、屋上手すりの部材が腐食して、脱落しそうである 3 屋外階段、屋上タンク類にわずかな傾斜がみられる 4 アンテナの支柱が折れていたり、支えている針金が切れてアンテナが傾いている</p>	<p>1 看板の取付け金具等が腐食して脱落するおそれがある 2 ウインドクーラー、クーラーの室外機の取付け金具や設置台等が腐食して脱落するおそれがある 3 屋上手すりがぐらぐらしていて、脱落するおそれがある 4 屋外階段、屋上タンクに明瞭な傾斜がみられる 5 アンテナを支えている針金がほとんど切れている</p>
<p>門又は塀 (6)</p>	<p>門又は塀</p>	<p>1 組積造、補強コンクリートブロック造の塀は高さ、厚さ、控え壁等の設置は法の規定が守られており、ひび割れ等も見られない</p>	<p>1 門、塀の目地にひび割れが発生し、一部ブロックがずれている 2 門、塀にわずかな傾斜がみられる</p>	<p>1 門、塀に明瞭な傾斜がみられる 2 門、塀に手で押してもぐらつきがみられる</p>

(注) 該当する□内にレ印を入れ、該当する番号を○で囲む。

2 その他の状態

住民からの相談・苦情等の状況	Aランク	Bランク	Cランク
<p>ア 防犯・防火</p> <p><input type="checkbox"/> 不特定の人が入出しているのを見たことがある</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者や管理人以外の人の出入は見たことがない</p> <p><input type="checkbox"/> 近所から火災発生等を心配する声がある</p>	<p>1 門扉や建物出入口は常に施錠されている</p> <p>2 危険物の貯蔵施設がないか、あっても危険物は除去されている</p> <p>3 空気の入替え等は定期的に行われている、また、修繕も適切に行われている</p>	<p>1 門扉や建物出入口が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる</p> <p>2 ごみ等へのたばこの投げ捨て等によりボヤが発生したり、火災の発生のおそれがある</p>	<p>1 火の使用や盗難など不特定の者が侵入した形跡がある</p> <p>2 石油などの危険物貯蔵施設があり、そこから石油などの危険物が漏れている</p> <p>3 ボヤや放火などが発生したり、発生しそうになったことがある</p>
<p>イ 建築設備の破損</p> <p><input type="checkbox"/> 水道が通水している</p> <p><input type="checkbox"/> 水道は止められている</p> <p><input type="checkbox"/> 通電している</p> <p><input type="checkbox"/> 通電していない (<input type="checkbox"/>メーターから配線が外されている)</p> <p><input type="checkbox"/> ガスが通じている</p> <p><input type="checkbox"/> ガスは止められている (<input type="checkbox"/>メーターが外されている <input type="checkbox"/>ガスコックが閉められている)</p>	<p>4 通水中であっても赤水の発生や給水管の漏水等がみられない</p> <p>5 公共下水道が整備され、排水管に水漏れがない</p>	<p>3 漏水の可能性があったり、水道水に赤水が発生している</p> <p>4 浄化槽が放置され、破損している</p> <p>5 トラップの封水が切れているため、臭気が上がってきている</p> <p>6 大便器の排水が流れなかったり、便器内外に、汚物が散乱している</p>	<p>4 浄化槽の破損により臭気が発生している</p> <p>5 インバートが途中破損しているのか、インバート柵に汚物が溜まって臭気が発生している</p>
<p>ウ 不法投棄</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に臭気の発生がある</p> <p><input type="checkbox"/> 近所には臭気の発生はない</p>	<p>6 敷地内、建物内はよく片づけられておりごみ等の散乱はない</p>		<p>6 建物内や敷地内のごみの集積等が原因で、臭気が発生している</p>
<p>エ 動物の営巣、虫の発生</p> <p><input type="checkbox"/> 近所で動物の鳴き声が聞こえる</p> <p><input type="checkbox"/> 野良犬、野良猫などが近所をうろついている</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に動物からの糞尿と思われる臭気が発生している</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に多数のみ、はえ、蚊が発生している</p> <p><input type="checkbox"/> 近所に羽蟻が多数飛</p>	<p>7 建物内に動物の営巣や発生の形跡がない</p> <p>8 敷地内の池は水が抜かれており、その他に水たまりはない</p> <p>9 敷地内の庭木や雑草又はごみなどからのみ、はえ、蚊が発生している形跡はない</p>	<p>7 建物内（特に天井裏、床下等）にねずみ、野良猫等が棲みついている形跡（餌の滓、毛の飛散等）がある</p> <p>8 池や水たまりに大量のボウフラが発生している</p> <p>9 軒裏や立木等にハチが巣をつくっている</p> <p>10 ごみや糞尿の廻りに</p>	<p>7 ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生している</p>

来してきている		はえが大量に発生している	
オ 立木の繁茂 <input type="checkbox"/> 立木等が繁茂し、道路や隣地にはみ出している	10 庭木や雑草など定期的に手入れがなされている	11 立木等が建物の全面を覆う程度にまで繁茂している 12 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に枝等が大量に散らばっている	8 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている
カ 景観計画等に基づく基準	11 景観計画が策定されてから建物や看板等に改変はなく、必要に応じて修理・改修が行われ、適切に維持されている	13 建物や看板等の老朽化が著しく、修理・改修等がされていないので、景観が損なわれている 14 多数の窓ガラスの破損や外壁等への落書により外見上大きく傷んでいる	9 建物や看板等に著しい改変があり、景観計画等の趣旨に合っていない
キ その他 <input type="checkbox"/> 右のような相談・苦情が行政に寄せられている		15 雪止めの破損などにより落雪のおそれがある	10 擁壁や塀の欠損により、隣地や道路に大量の土砂等が流出している

(注) 該当する□内にレ印を入れ、該当する番号を○で囲む。

### 3 立地環境等の地域特性

	地域特性 1	地域特性 2	地域特性 3
隣地境界線又は前面道路までの距離	当該建築物のおおむね2階の階高に相当する距離以上	当該建築物のおおむね1階の階高から軒高までの距離	当該建築物のおおむね1階の階高に相当する距離以下
前面道路の状況	行き止まり道路など通行量がそれ程多くない道路	避難路に指定はされていないが、公道で不特定多数の人が通行する道路	通行量の多い主要な道路で避難路にも指定されている
市街地の状況	農山村地域など建築物の立地が疎らな地域	比較的敷地の広い戸建住宅が立地する地域	狭小な敷地の多い密集市街地

(注) 該当項目を○で囲む。

Ⅲ まとめ

判定 状態		特定空家等の判断基準 特定空家等に該当の可能性		
		←小		大→
		1項目でも該当した場合、 放置すると危険 (判定1)	1項目でも該当すれば現 状で危険 (判定2)	1項目でも該当すれば周 辺への悪影響大又は法令 違反等のおそれ(判定3)
そのまま放置すれば倒壊 等著しく保安上危険とな るおそれのある状態		(1)のBランク (2)～(6)のBランク  該当項目数= _____	(1)のCランク (2)～(6)のCランク  該当項目数= _____	隣地境界線までの距離が 地域特性2の場合で、(1)の Cランク 隣地境界線又は前面道路 までの距離が地域特性3 の場合で、(1)のCランク、 (2)～(6)のCランク(ただ し、前面道路の状況は地域 特性2又は3とする)  該当項目数= _____
その 他 の 状 態	そのまま放置すれ ば著しく衛生上有 害となるおそれの ある状態	Bランクのうち4～6  該当項目数= _____	Cランクのうち4～7 Cランクの10  該当項目数= _____	市街地の状況が地域特性 2又は3の場合で、Cラン クのうち4～7の状態が あるため、地域住民の日常 生活に支障を及ぼしてい る  該当項目数= _____
	適切な管理が行わ れていないこと により著しく景観を 損なっている状態	Bランクの11  該当項目数= _____	Bランクの13、14  該当項目数= _____	Cランクの9  該当項目数= _____
	その他周辺の生活 環境の保全を図る ために放置するこ とが不適切である 状態	Bランクの1、2 Bランクの7～10、12 Bランクの15  該当項目数= _____	市街地の状況で地域特性 2の場合で、 Cランクの1～3 Cランクの8～10  該当項目数= _____	市街地の状況で地域特性 3の場合で、 Cランクの1～3 Cランクの8～10  該当項目数= _____

(注) 該当項目数を記載する。

様式1-4 空家等立入調査結果票（擁壁編）

整理番号	
------	--

空家等立入調査結果票（擁壁編）

I 基本情報

1 所有者等

建物名称		所在地	町・字
		用途地域	
所有者氏名	他 名・不明	連絡先	TEL
連絡者(管理者)氏名	他 名・無	連絡先	TEL

2 調査実施状況

調査者氏名		所属		資格	( )級建築士・技術・事務
		所属		資格	( )級建築士・技術・事務
		所属		資格	( )級建築士・技術・事務
調査日時	年 月 日 時 分～ 時 分、計 時間 分			天候	
立会者氏名 (所有者との続柄)	( )	連絡先	TEL		
調査実施範囲	敷地外・敷地内(建物内・一部建物内( )・建物外)			施錠	門・建物

3 備考

--

4 調査結果

調査結果	該当 ・ 非該当
該当の理由	
コメント	

## II 調査項目及び結果

### 1 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある状態

高さ 1 m 超える擁壁がある→下記事項を調査する

調査項目等	調査結果		
	Aランク	Bランク	Cランク
擁壁の構造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート擁壁 (PC含) <input type="checkbox"/> 重力式 <input type="checkbox"/> 練積造擁壁 (間知石・CB・他) <input type="checkbox"/> 空石積擁壁 <input type="checkbox"/> 増積造擁壁 (増積部分 : ) <input type="checkbox"/> 二段擁壁 <input type="checkbox"/> その他 ( )	環境条件 (a) の最大値 ( ) 点		
	1 擁壁表面は乾いている (0) 2 3 m <sup>2</sup> に1箇所以内径 75 mm以上の水抜き穴がある (0) 3 擁壁高さ 1 m < H ≤ 3 m (0)	1 常に擁壁表面が湿っている (0.5) 2 水抜き穴はあるが、水抜き穴が詰まっている (1.0) 3 擁壁高さ 3 m < H ≤ 4 m (1.0) 4 m < H ≤ 5 m (1.5)	1 水がしみ出し、流出している (1.0) 2 水抜き穴がないか、3 m <sup>2</sup> に1箇所以内径 75 mm以上を満たさない (2.0) 3 擁壁高さ 5 m < H (2.0)
	障害条件 (b) の最大値 ( ) 点		
	擁壁の勾配 度 水抜き穴 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 3 m <sup>2</sup> 以下に1箇所 <input type="checkbox"/> 3 m <sup>2</sup> 超に1箇所 <input type="checkbox"/> 内径 75 mm以上 <input type="checkbox"/> 内径 75 mm未満	1 擁壁天端の排水溝に土砂等が堆積したり、さらに排水溝の目地部分がずれている (0.5) 2 (練石積等の場合) 表面が風化により摩耗しざらざらとなっている (0.5) (RC擁壁等) 規則性のないクラックが散見される (0.5) 3 (練石積等の場合) 積石の一部から白色生成物が析出している (0.5) (RC擁壁等) クラックの一部から白色生成物が析出している (0.5)	1 水抜き穴の詰まり、クラックや目地からの湧水、天端の小陥没がある (1.0) 2 (練石積等の場合) 表面の摩耗に加え、合わせ目の破損が目立ち、目地モルタルが剥落している (1.0) (RC擁壁等) アルカリ骨材反応により亀甲状のクラックが発生している (1.0) 3 (練石積等の場合) 積石の数箇所から白色生成物が析出し、その高さが一定である (1.0) (RC擁壁等) クラックの数箇所から白色生成物が析出している (1.0)
変状点項目・計測等	変状点項目の最大値 ( ) 点		
縦クラック クラック (ひび割れ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 縦      mm ~      mm	1 (練石積等の場合) 擁壁全面の積石に沿って縦クラックが発生している (2.0) (RC擁壁等) 鉛直方向にある間隔をおいてクラックが発生している (重力 1.5、RC 1.0)	1 (練石積等の場合) 積石に沿って縦クラックが大きく隙間ができています (3.5) (RC擁壁等) 鉛直方向に一定間隔で大きなクラックが発生している (重力 3.0、RC 2.5)	1 (練石積等の場合) 縦の隙間を境に前後又は上下にずれている (5.0) (RC擁壁等) 鉛直方向にある間隔をおいてクラックが発生しかつ錆汁が発生している (重力 4.5、RC 4.0)

<p>コーナー部のクラック (ひび割れ) 斜めクラック <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 斜           mm～   mm</p>	<p>2 出隅部に斜め方向にクラックが発生している(練石 2.5、重力 2.0、RC1.5)</p>	<p>2 出隅部に斜め方向にクラックが発生し、かつ湧水跡がある(練石 3.5、重力 3.0、RC2.5)</p>	<p>2 出隅部に斜め方向にクラックが広がり、ずれが生じている(練石 5.0、重力 4.5、RC4.0)</p>
<p>水平移動 目地部の前後のずれ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 前後       mm～   mm</p>	<p>3 擁壁目地部で5mm未満の前後のずれ(練石 3.0、重力 2.5、RC2.0)</p>	<p>3 擁壁目地部で5mm～2cm未満のずれに拡大(練石 4.5、重力 4.0、RC3.5)</p>	<p>3 擁壁目地部で2cm以上のずれに拡大(RC擁壁等の場合は前後にずれ)(練石 6.0、重力 5.5、RC5.0)</p>
<p>横クラック クラック(ひび割れ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 横           mm～   mm</p>	<p>4 (練石積等の場合) 擁壁中央部の目地に沿って水平方向のクラックが発生(3.5)(RC擁壁等)部分的に線状にジャンカがある(重力 3.0、RC2.5)</p>	<p>4 (練石積等の場合) 擁壁中央部の目地及び積石自体にも水平方向のクラックが発生(5.0)(RC擁壁等)側面の線に打設面が現れ、それに沿ってクラックが発生している(重力 4.5、RC4.0)</p>	<p>4 (練石積等の場合) 擁壁中央部の目地に沿って水平方向のクラックが発生し、さらにクラックが開いている(6.5)(RC擁壁等)側面に線上の打設面が多く現れ、それに沿ってクラックが発生している(重力 6.0、RC5.5)</p>
<p>不同沈下 目地部の上下のずれ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 上下       mm～   mm</p>	<p>5 目地部に5mm未満の上下に段差が生じている(練石 4.0、重力 3.5、RC3.0)</p>	<p>5 目地部の段差が5mm～2cmに拡大(練石 5.5、重力 5.0、RC4.5)</p>	<p>5 目地部の段差が2cm以上に拡大し、前後にもずれが発生(練石 7.0、重力 6.5、RC6.0)</p>
<p>目地の開き(重力式を除く) コーナー部目地の開き <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (       mm～   mm)</p>	<p>6 (練石積等の場合) コーナー部の目地がわずかに開いている(4.0)(RC擁壁のみ、重力なし) コーナー部目地に5mm未満のわずかな開き(3.0)</p>	<p>6 (練石積等の場合) コーナー部の目地の開きが拡大している(5.5)(RC擁壁のみ、重力なし) コーナー部目地に5mm～2cm未満に開きが拡大(4.5)</p>	<p>6 (練石積等の場合) 目地の開きがさらに拡大し、擁壁同士が前後又は上下にずれている(7.0)(RC擁壁のみ、重力なし) コーナー部目地が2cm以上に開きがさらに拡大し、擁壁同士が前後又は上下にずれている(6.0)</p>
<p>ふくらみ</p>	<p>7 (練石積等の場合) 全面が前方に膨らんでいる(4.5)</p>	<p>7 (練石積等の場合) 膨らみがさらに大きくなり、途中の積石間に隙間が生じている(6.0)</p>	<p>7 (練石積等の場合) 全面への膨らみが大きく、途中の積石に落石がみられる(8.0)</p>
<p>傾斜・折損</p>	<p>8 全面がわずかに前傾(後傾※)している(練石 5.0、重力 4.5、RC4.0) (注)重力式の場合は前傾のみ</p>	<p>8 全面が明らかに前傾(後傾※)して、目視ではっきり判る(練石 6.5、重力 6.0、RC5.5) (注)重力式の場合は</p>	<p>8 全面が明らかに前傾(後傾※)しており、途中で折損がみられる(練石 9.0、重力 8.5、RC8.0) (注)重力式の場合は</p>

		前傾のみ	前傾のみ
鉄筋腐食（RC造擁壁のみ）	9（RC擁壁のみ） 全面に鉛直又は水平方向に短いクラックが発生している（4.5）	9（RC擁壁のみ） 全面に比較的広範囲に鉛直又は水平方向にクラックが発生し、錆汁も認められる（6.0）	9（RC擁壁のみ） 全面に比較的広範囲に鉛直又は水平方向にクラックが発生し、かつ、かぶりコンクリートの剥離、鉄筋の腐食も認められる（8.0）
張出し床版付擁壁のみ	10（張出し床版付擁壁） 支柱にクラックが生じている（8.0）	10（張出し床版付擁壁） 支柱にクラックが生じかつ擁壁にも変状が生じている（9.0）	10（張出し床版付擁壁） 支柱のコンクリートが剥がれて鉄筋が露出しており、かつ擁壁にもクラックが生じている（10.0）
空石積擁壁のみ	11（空石積又は大谷石積） 表面が摩耗・劣化しており、破損も目立つ（5.0）	11（空石積又は大谷石積） 横クラック（ひび割れ）が生じ、一部に抜け石がみられる（6.5）	11（空石積又は大谷石積） 擁壁背面の土圧により、膨らみ、崩壊に至っている（8.0）

（注）該当する□内にレ印を入れ、数値を記入する。また、該当する番号を○で囲む。

○ 擁壁の危険度の評価は、基礎点（aの配点の最大値+bの配点の最大値）に変状点（配点の最大値）を加算した値が「点数の最大値」として、次表により危険度の評価を行う。

危険度の評価	Aランク（危険度小）	Bランク（危険度中）	Cランク（危険度大）
点数の最大値	5.0未満	5.0以上9.0未満	9.0以上

擁壁崩壊による影響範囲の設定

水平距離			
下 端		上 端	
$L_1$ (m)	$L_2$ (m)	$L'$ (m)	
$\beta < 15^\circ$	$\beta \geq 15^\circ$		
$\alpha < 45^\circ$ 0.6H	$\alpha < 45^\circ$ H	$\alpha < 45^\circ$ 0.4H	
$45^\circ < \alpha < 60^\circ$ 0.9H	$45^\circ < \alpha < 60^\circ$ 1.5H	$45^\circ < \alpha < 60^\circ$ 0.6H	
$60^\circ \leq \alpha$ 1.3H	$60^\circ \leq \alpha$ 2H	$60^\circ \leq \alpha$ H	

（注）

L：危険度評価Cランクの場合の水平影響距離（m）

H：擁壁高さ（m）

$\alpha$ ：擁壁の勾配（°）

$\beta$ ：地表面勾配（°）

擁壁・のり面の勾配 $\alpha$	擁壁・のり面の下端からの水平距離		擁壁・のり面の上端からの水平距離 $L'$
	$L_1$ 地表勾配 ( $\beta$ ) 15° 未満	$L_2$ 地表勾配 ( $\beta$ ) 15° 以上	
45° 未満の場合	0.6H (20mを限度とする)	H (30mを限度とする)	0.4H (10mを限度とする)
45° 以上 60° 未満の場合	0.9H (30mを限度とする)	1.5H (40mを限度とする)	0.6H (15mを限度とする)
60° 以上の場合	1.3H (40mを限度とする)	2.0H (50mを限度とする)	H (20mを限度とする)

### Ⅲ まとめ

判定 状態	特定空家等の判断基準 特定空家等に該当の可能性		
	←小		大→
	1項目でも該当した場合、 放置すると危険 (判定1)	1項目でも該当すれば現 状で危険 (判定2)	1項目でも該当すれば周 辺への悪影響大又は法令 違反等のおそれ (判定3)
そのまま放置すれば倒壊 等著しく保安上危険とな るおそれのある状態	Bランク          該当項目数= _____	Cランク          該当項目数= _____	擁壁からの水平影響距離 が $L_1$ 若しくは $L_2$ の範囲 内に建築物又は前面道路 がある場合又は $L'$ の範囲 内に当該空家等がある場 合で、(6)のCランク          該当項目数= _____

(注) 該当項目数を記載する。

附属資料

様式2 立入調査員証

(表面)

第〇号
立入調査員証
所属
職名
氏名
生年月日          〇年〇月〇日生
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p> <p>〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">鎌倉市長    〇〇   〇〇   <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>

(裏面)

<p><b>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)</b></p> <p><b>第9条</b>          (略)</p> <p>2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
---

様式3 勧告書

鎌 〇 第 〇 号  
〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
〇〇 〇〇 様

鎌倉市長 〇〇 〇〇 印

勧 告 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきていたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 鎌倉市××町×丁目×番地×号  
用 途 住宅  
所有者の住所及び氏名  
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2 勧告に係る措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

3 勧告に至った事由

（特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が、  
（1）そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態  
（2）そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態  
（3）適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態  
（4）その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態  
のいずれに該当するか具体的に記載）

4 勧告の責任者 鎌倉市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇

5 措置の期限 〇年〇月〇日

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

事務担当は、〇〇課〇〇担当  
電話〇〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇内線〇〇〇〇

様式4 命令に係る事前の通知書

鎌 〇 第 〇 号  
〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
〇〇 〇〇 様

鎌倉市長 〇〇 〇〇 印

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、〇年〇月〇日付け鎌〇第〇号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、鎌倉市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地 鎌倉市××町×丁目×番地×号  
用途 住宅  
所有者の住所及び氏名  
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇
  - 2 命じようとする措置の内容  
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
  - 3 命ずるに至った事由  
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
  - 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先  
鎌倉市〇〇部〇〇課長 宛  
送付先：鎌倉市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
連絡先：〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
  - 5 意見書の提出期限 〇年〇月〇日
- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

事務担当は、〇〇課〇〇担当  
電話〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇内線〇〇〇〇

様式5 命令書

鎌倉市指令○第○号  
○年○月○日

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 様

鎌倉市長 ○○ ○○ 印

命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、○年○月○日付け鎌○第○号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地 鎌倉市××町×丁目×番地×号  
用途 住宅  
所有者の住所及び氏名  
○○市○○町○丁目○番地○号 ○○ ○○
- 2 措置の内容  
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- 3 命ずるに至った事由  
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
- 4 命令の責任者 鎌倉市○○部○○課長 ○○ ○○  
連絡先：○○○○ (○○) ○○○○
- 5 措置の期限 ○年○月○日  
  - ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
  - ・ 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
  - ・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
  - ・ この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
  - ・ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

事務担当は、○○課○○担当  
電話○○○○ (○○) ○○○○内線○○○○

## 様式6 標識

## 標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、〇年〇月〇日付け鎌〇第〇号により、命ぜられています。

## 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地 鎌倉市××町×丁目×番地×号  
用 途 〇〇
- 2 措置の内容  
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- 3 命ずるに至った事由  
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
- 4 命令の責任者 鎌倉市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
- 5 措置の期限 〇年〇月〇日

様式7 戒告書

鎌倉市指令○第○号  
○年○月○日

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 様

鎌倉市長 ○○ ○○ 印

戒 告 書

あなたに対し○年○月○日付け鎌倉市指令○第○号によりあなたの所有する下記特定空家等の（除却）<sup>\*</sup>を行うよう命じました。この命令を○年○月○日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（除却）<sup>\*</sup>を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地 鎌倉市××町×丁目×番地×号
- (2) 用途 住宅
- (3) 構造 木造2階建
- (4) 規模 建築面積 約○○㎡  
延べ床面積 約○○㎡
- (5) 所有者の住所及び氏名

○○市○○町○丁目○番地○号 ○○ ○○

- ・ この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
- ・ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

事務担当は、○○課○○担当  
電話○○○○（○○）○○○○内線○○○○

## 様式8 代執行令書

鎌倉市指令○第○号  
○年○月○日○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 様

鎌倉市長 ○○ ○○ 印

## 代執行令書

○年○月○日付け鎌倉市指令○第○号によりあなたの所有する下記特定空家等を○年○月○日までに（除却）<sup>\*</sup> するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

## 記

- 1 （除却）<sup>\*</sup> する物件  
鎌倉市××町×丁目×番地×号  
住宅（附属する門、塀を含む）約○○㎡
- 2 代執行の時期  
○年○月○日から○年○月○日まで
- 3 執行責任者  
鎌倉市○○部○○課長 ○○ ○○
- 4 代執行に要する費用の概算見積額  
約 ○, ○○○, ○○○円

- ・ この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
- ・ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

事務担当は、○○課○○担当  
電話○○○○（○○）○○○○内線○○○○

様式9 執行責任者証

(表面)

執行責任者証	
	鎌〇第〇号
〇〇部〇〇課長 〇〇〇〇	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
〇年〇月〇日	
	鎌倉市長 〇〇〇〇 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
記	
1 代執行をなすべき事項	
代執行令書（〇年〇月〇日付け鎌倉市指令〇第〇号）記載の〇〇市××町×丁目×番地×号の建築物の除却	
2 代執行をなすべき時期	
〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間	

(裏面)

<p><b>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)</b>  <b>第14条</b> (以上略)</p> <p>9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>10～15 (略)</p> <p><b>行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)</b>  <b>第4条</b></p> <p>代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。</p>
--

## 資料1 空家等対策の推進に関する特別措置法

## 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（目的）

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な

く、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用  
の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等

を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）

をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料2 「特定空家等に対する措置」を講ずる際に適用が考えられる他法令  
(抜粋)

建築基準法（昭和25年法律第201号）

(違反建築物に対する措置)

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から3日以内に、特定行政庁に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の2日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。

8 前項の命令を受けた者は、その命令を受けた日から3日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。この場合においては、第4項から第6項までの規定を準用する。ただし、意見の聴取は、その請求があつた日から5日以内に行わなければならない。

9 特定行政庁は、前項の意見の聴取の結果に基づいて、第7項の規定によつて仮にした命令が不当でないことを認めた場合においては、第1項の命令をすることができる。意見の聴取の結果、第7項の規定によつて仮にした命令が不当であると認めた場合においては、直ちに、その命令を取り消さなければならない。

- 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 11 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 12 特定行政庁は、第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 13 特定行政庁は、第1項又は第10項の規定による命令をした場合（建築監視員が第10項の規定による命令をした場合を含む。）においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第1項又は第10項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、第1項又は第10項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第1項、第7項又は第10項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（建築監視員）

第9条の2 特定行政庁は、政令で定めるところにより、当該市町村又は都道府県の職員のうちから建築監視員を命じ、前条第7項及び第10項に規定する特定行政庁の権限を行なわせることができる

（違反建築物の設計者等に対する措置）

第9条の3 特定行政庁は、第9条第1項又は第10項の規定による命令をした場合（建築監視員が同条第10項の規定による命令をした場合を含む。）においては、国土交通省令で定めるところにより、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請

負人（請負工事の下請人を含む。次項において同じ。）若しくは当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当該命令に係る浄化槽の製造業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法、浄化槽法又は宅地建物取引業法による免許又は許可の取消し、業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした特定行政庁に通知しなければならない。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

## 消防法（昭和23年法律第186号）

- 第3条 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。）は、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
  - (2) 残火、取灰又は火粉の始末
  - (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
  - (4) 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去
- 2 消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、消防団員。第4項（第5条第2項及び第5条の3第5項において準用する場合を含む。）及び第5条の3第2項において同じ。）に、当該物件について前項第3号又は第4号に掲げる措置をとらせることができる。この場合において、物件を除去させたときは、消防長又は消防署長は、当該物件を保管しなければならない。
- 3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第3項から第6項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防長又は消防署長」と、「工作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とあるのは「属する」と読み替えるものとする。
- 4 消防長又は消防署長は、第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

道路法（昭和27年法律第180号）

（道路に関する禁止行為）

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- （1）みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- （2）みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（車両の積載物の落下の予防等の措置）

第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第44条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅20メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

- 2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。
- 3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（道路管理者等の監督処分）

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ず

- べき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。
- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
  - (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
  - (3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者
- 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
  - (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 4 道路管理者（第97条の2の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第24条、第32条第1項若しくは第3項、第37条、第40条、第43条、第44条第3項若しくは第4項、第46条第1項若しくは第3項、第47条第3項、第47条の4第2項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第1項又は第2項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第1項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。
- 5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第43条の2、第47条の4第1項、第48条第4項、第48条の12又は第48条の16の規定による権限を行わせることができる。
- 6 道路監理員は、前2項の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 7 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

（救助の種類等）

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- （1）避難所及び応急仮設住宅の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）被災者の救出
- （6）被災した住宅の応急修理
- （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （8）学用品の給与
- （9）埋葬
- （10）前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第 13 条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

<災害救助法施行令>（昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号）

（救助の種類）

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 10 号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- （1）死体の捜索及び処理
- （2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去



---

## 鎌倉市特定空家等に対する措置に関する対応指針

平成 29 年 3 月

編集・発行：鎌倉市 まちづくり景観部 まちづくり政策課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

TEL : 0467-23-3000 (代表)

FAX : 0467-23-8700

E-mail : akiya@city.kamakura.kanagawa.jp

